

令和7年3月定例会

令和7年3月7日（金曜日）

◎ 出欠席議員氏名

丹野貞子 議長

吉田芳美 副議長

出席議員（14名）

1番 安達智勇 議員	2番 漆山光春 議員	3番 安孫子真弥 議員
4番 東海林信弘 議員	5番 石垣光洋 議員	6番 増川憲一 議員
7番 木村章一 議員	8番 佐藤修二 議員	9番 鈴木英友 議員
10番 林智 議員	11番 奥山英幸 議員	12番 吉田芳美 議員
13番 丹野貞子 議員	14番 細矢誓子 議員	

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田川美和子 事務局 長
須藤隆一 議事係 長

鈴木淳子 主 幹
岡崎美穂 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長
板坂憲助 教 育 長
須藤俊一 防災・危機管理監兼
総務課 長
日塔俊浩 空き家対策主幹
日下部敦子 くらし応援課長
今部憲治 税務町民課長
池田恵子 こどもみらい課長
軽部広文 商工観光課長
大泉正博 上下水道課長
宇野勝 学校教育課長

河内耕治 副 町 長
清野一晴 監 査 委 員
真木秀章 防災危機管理課長
牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課長
今田史明 生活環境企画主幹
矢作勲 健康福祉課長
佐藤晃一 農林振興課長併
農業委員会事務局長
土方一郎 都市整備課長
軽部昭博 会計管理者兼
会 計 課 長
秋場弘昭 生涯学習課長

◎ 議 事 日 程

令和7年3月7日（金） 午前9時開議

議事日程第2号

日程第1 一般質問

散 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○丹野貞子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の
会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり
であります。

○丹野貞子議長 日程第1、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告者は9名
であります。質問の順序については、お手元
に配付のとおりであります。

1番目は12番吉田芳美議員、2番目は11番
奥山英幸議員、3番目は14番細矢誓子議員、
4番目は2番漆山光春議員、5番目は9番鈴
木英友議員、6番目は10番林智議員、7番目
は6番増川憲一議員、8番目は4番東海林信
弘議員、9番目は7番木村章一議員、以上の
とおり決定しております。

本日は、10番林智議員までとします。

順序に従い、一般質問を進めてまいります。
一般質問の時間は、答弁を含めて60分であ
ります。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で
打ち切ります。

質 問 通 告 書

令和7年3月河北町議会定例会

質問者氏名	質問事項	質問要旨
12番 吉田芳美議員	1 西村山地域の 新病院建設に伴う「町 の財政負担」につい て	(1) 山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再 編・新病院整備基本構想(案)を受けて、町の方向 性について町長の見解を求める。 (2) 町民の願いは県立河北病院敷地での新病院建設 だが、建設費負担額をどう捉えているか伺う。 (3) 新病院整備事業費の概算が示されたが、国や県 からの補助金や交付措置等について伺う。 (4) 今後、判断を迫られる新病院経営への参画の有 無について、町長の所見を伺う。

	2 町内企業による町外工業団地への移転について	(1) 近年、町内企業による町外移転が続いていることへの行政認識と直近の状況を把握していたのか伺う。 (2) 町内雇用を守るため、個々の企業情報の収集プロセスに、改善の余地はないのか伺う。
	3 企業版ふるさと納税で寄附を行っていただくための取り組みについて	(1) 企業版ふるさと納税で寄附をしていただくための取り組みについて伺う。 (2) 向こう3年間の目標について、どのように描いているか伺う。 (3) 既に、企業寄附を多額に受けている自治体があるが、本町との違いについて伺う。
1 1 番 奥山英幸議員	1 町内の小中学校、公共施設（体育館、地区センター、公園等）のトイレについて	(1) 小中学校の児童生徒及び公共施設（体育館、地区センター、公園等）のトイレを利用する方の現状について伺う。 (2) 万が一の災害が発生した場合に、災害用の洋式トイレタイプのを多く備蓄すべきと考えるが、見解を伺う。 (3) 小中学校、公共施設（体育館、地区センター、公園等）への今後のトイレの洋式化についての見解を伺う。
	2 町内の屋内スポーツ施設利用の現状と今後の在り方について	(1) 町内の方がより利用率を高められる施設予約の仕組みについて伺う。 (2) 利用者の利便性、施設職員の負担軽減、自治体DXを考慮し、Webサイトによる施設予約システムの導入も必要と考えるが見解を伺う。
	3 河北中央公園の施設整備について	(1) 本町の活性化及び賑わいづくりの観点から河北中央公園をインクルーシブ公園へ整備することは非常に有効と考えるが見解を伺う。
1 4 番 細矢誓子議員	1 区域外就学制度を活用して住民票を置いたまま学籍を異動させるデュアルスクール制度を移住定住、人口増対策の施策に取り入れる考えについて	(1) デュアルスクール制度の認識について伺う。 (2) 本町でデュアルスクール制度を導入するにあたっての課題について伺う。 (3) デュアルスクール制度を導入するにあたっての教育現場の課題について伺う。 (4) デュアルスクール制度を移住施策の一つとして導入することについて伺う。

	2 安全・安心なまちづくりのための防犯カメラ設置について	<p>(1) 第8次河北町総合計画策定の過程で、防犯カメラの設置について議論がなされたことがあったか伺う。</p> <p>(2) 本町での防犯カメラ設置の必要性について伺う。</p> <p>(3) 個人で設置する防犯カメラを対象とした補助制度創設について伺う。</p>
2番 漆山光春議員	1 教職員の働き方改革の取り組みについて	<p>(1) 令和5年3月に示された「山形県公立学校における働き方改革プラン(第Ⅱ期)」では令和7年度末までに時間外在校時間の月平均45時間を超える教員0人を目指している。本町の勤務実態(時間外在校時間、超過勤務)と勤務時間を管理する体制及び教員の配置状況として学校が必要とする人員に対して不足がないか伺う。</p> <p>(2) 長時間労働になっている現在の学校現場の働き方改革をおこなうには、一人ひとりの業務量の縮減が重要と考える。本町における業務縮減への具体的な取組み及び効果について伺う。</p> <p>(3) 働き方改革に関する教職員のニーズや意見を教育委員会が把握することは、実態に基づいた総業務量の縮減や教職員の健康を意識した働き方を進めていく上で重要である。教職員のニーズや意見の把握について伺う。</p> <p>(4) 働き方改革を進める必要性を地域やPTAに周知し、協力を求めていくことについて伺う。また、既に地域やPTAに協力を得ている業務等について伺う。</p>
	2 高齢者の難聴対策と庁舎窓口への「軟骨伝導イヤホン」導入について	<p>(1) 高齢化が進む本町において、加齢性難聴の早期発見のため介護予防教室やいきいきサロン等でヒアリングフレイルチェックを行い、加齢性難聴の早期発見・早期対応と普及活動に取り組むことについて伺う。</p> <p>(2) 難聴により、生活に支障が生じている高齢者への補聴器購入にかかる費用の一部助成について伺う。</p> <p>(3) 耳が聴こえにくい高齢者と円滑にコミュニケーションがとれるようにするため、庁舎窓口「軟</p>

		骨伝導イヤホン」を設置することについて伺う。
9番 鈴木英友議員	1 町の所蔵品、収蔵品、寄贈品等の管理のあり方について	(1) 目録や備品台帳との照合や、現状確認はどのように行っているのか。 (2) 破損や毀損した物品の取り扱いはどうしているのか伺う。 (3) 整理や保管方法、点検や管理に関する規定を設けるべきではないか。 (4) 整然と整理・保管がされている環境を整えるべきではないか。
	2 河北町交流館遊蔵の郷土資料館の活用について	(1) 郷土資料館の最近の利用状況について伺う。 (2) 町中にある観光スポットと連携して、もっとPRしてはどうか伺う。
	3 展示用囃子屋台の有効利活用について	(1) 紅花資料館から遊蔵の郷土資料館に移設された経緯と、谷地どんがまつりについての町の認識を伺う。 (2) 現在、遊蔵の郷土資料館にある展示用屋台をどんがホールに移設し、奴や囃子屋台の模様を常時展示してはどうか。
10番 林 智議員	1 障がいの有無にかかわらず誰もが活躍できるまちづくりについて	(1) 河北町では「河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例」も制定されており、全ての町民が障がいの有無にかかわらず地域と共生するまちづくりが大切と思うが現状と課題について伺う。 (2) 町職員の障がい者雇用・就労対策の取り組みについて伺う。また、町内の民間企業による障がいのある人の雇用状況についてどのように受けとめているのか伺う。 (3) 雇用・就労の課題として職域の拡大、能力の開発、雇用先の確保などの、就労の場の拡充や支援体制があると認識している。課題解決に向けた取り組みについて伺う。 (4) 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳等の所持者に対する自動車運転免許取得助成制度の拡充について伺う。
	2 交通安全をとおした安全で住みよいまちづくりにつ	(1) 現在取り組んでいる交通安全の推進策について伺う。 (2) 生活道路における自動車等運転者と歩行者の安

	いて	全意識の向上について伺う。
6番 増川憲一議員	1 農業政策について	(1) 地域計画の目標とする集積率90%達成に向けた取り組みについて伺う。 (2) 水田活用の5年水張りルール見直しについて伺う。
	2 放課後児童クラブについて	(1) 放課後児童クラブの利用者増加への対策について町の考えを伺う。
4番 東海林信弘議員	1 最上川左岸の溝延地区堤防整備の進捗と柏川の管理と治水対策について	(1) 溝延地区堤防整備のスケジュール進捗と課題などについて伺う。 (2) 溝延地区柏川の管理は誰がおこなっているのか、また今後の柏川治水対策について伺う。
7番 木村章一議員	1 河北町に総合病院を存続させるため、町財政からの費用負担も念頭に、運営母体への参加を検討すべきではないか。	(1) 河北町に総合病院の存続を求める町民の声をしっかりと受けとめ、力を尽くさなければならないのではないかと。 (2) 町財政からの費用負担はどの程度になるか、建設費負担と運営費負担のおおまかな金額を想定し、河北町に総合病院を存続させるため、運営母体への参加を検討すべきではないかと。 (3) 統合する病院について、患者重心の位置が寒河江市の三泉小学校付近であり、そのすぐ近くにある、現在の県立河北病院のところに建設するように求めるべきではないかと。
	2 子育て支援として、思い切った、学童保育の保護者負担を無償化する支援に取り組むべきではないか。	(1) 河北町の学童保育は、学童の受け入れ態勢がいまだに不十分であり、態勢整備を進めるべきではないかと。 (2) 学童保育は子育て世代に必須の制度となっており、思い切った、保護者負担を無償化する支援をすべきではないかと。
	3 小学校の1校統合や、小中一貫校にすることは、全町民にとって町の将来を大きく変える課題であり、全町民アンケートで意見を聞くべきではないか。	(1) 小学校の1校統合や、小中一貫校にすることは、子どもたちの教育的にも、地域振興と町の賑わいづくりでも、町の財政運営からも問題が多いと考えられるので、町民の意見を聞く全町民アンケートを実施すべきではないかと。 (2) 2018年まで検討を続けた「小学校の将来を考える会」では、学校統合は地元で意見がまとまった時に進めるとしており、直前のアンケートで

	か。	<p>は1校に統合する意見はたった11%だったことなどから、方向を大きく変えようとするなら、全町民アンケートを実施すべきではないか。</p> <p>(3) 「あり方検討委員会」などで、各地域で意見を聞いた時や、パブリックコメントでも、1校統合や小中一貫校は少数意見であり、方向を大きく変えようとする場合には、全町民アンケートで意見を聞くべきではないか。</p>
--	----	--

○丹野貞子議長 それでは、一般質問に入ります。

最初に、12番吉田芳美議員の一般質問を行います。

「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） おはようございます。

3月定例議会、12番、一般質問を通告に基づいて行います。

まず最初に、質問事項の1、西村山地域の新病院建設に伴う「町の財政負担」についてお伺い申し上げます。

県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編において基本構想案が示され、建設候補地は県立河北病院敷地も含め7か所が抽出されました。今後さらに絞り込まれ、令和7年度中には1か所に決定される運びとなっています。

県と寒河江市主導の協議会であり、内容は非公開であり、河北町にとって結果報告だけになりかねない厳しい局面と認識しております。新病院の開院を2031年と見込み、16診療科、病床数は140から155床程度、事業費は110億から123億円を見込まれ、経営形態は一部事務組合が望ましいと示されました。

河北町区長会も12月に新病院立地場所を現県立河北病院とする1万1,010人に及ぶ署名簿を県に提出しました。町民の願いは現在地への建設であり、コストの大幅な低減につながります。さらに、県立病院南側に隣接する町有地9,459平米を活用すれば敷地面積4万7,180平米となり、新病院想定敷地2万7,000

平米を大きく上回り、利便性が増すとともに用地取得費や造成、移転費などの原価低減につながるものと期待されます。

新病院の経営形態と費用負担の考え方も示されました。新病院を設置する自治体は、より住民利便性が増すとして建設費負担の割合が最も重くなる。開院後の維持コストも病院経営参画自治体で負担とあり、一体どのくらいの負担額を示しているのでしょうか。県立河北病院敷地に新病院建設となった場合の町の負担額、国や県の交付金額など、経営母体に参画時の負担額など情報が乏しく、一般町民が町の財政負担を考える材料には至っておりません。

4点質問します。

1点目は、山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備基本構想（案）を受けての町の方向性について町長の見解を求めます。

2点目は、町民の願いは県立河北病院敷地での新病院建設だが、建設費負担額をどう捉えているかお伺いいたします。

3点目は、新病院整備事業費の概算が示されましたが、国や県からの補助金や交付措置などについてお伺いいたします。

4点目は、今後、判断を迫られる新病院経営の参画の有無について、町長の所見をお伺いしたいと思います。

続きまして、質問事項の2に入らせていた

だきます。町内企業による町外工業団地への移転についてお尋ねいたします。

町内で操業している精密部品加工メーカー、仮称A社溝延工場、社員50名、寒河江工業団地に移転します。既に新工場建設に着手中で、計画では、本年9月末での新工場完成後、河北町から撤退とお聞きしました。A社は半導体需要増に支えられ、2年前から規模拡大に向け用地を物色し始め準備を進めてきたとのこと。精密部品メーカーゆえに若い人材の雇用も目立ちました。

若者を定着させるには魅力ある働く場所が必要ですが、町から雇用の場が失われている実態があります。近年、河北町からの企業移転は、谷地工業団地内の仮称B社、工場拡張情報を町にいち早く伝えたものの、広大な用地を準備できないとして実らず、とてつもない新工場は天童市の工業団地建設となりました。押切地区で操業していた仮称C製作所、80人、大江町に完全移転しました。河北橋近くの農産物食品加工メーカーも、及び、しばらく前にはなりますが、仮称D社も、規模拡大のため寒河江工業団地に移転しております。

企業からの情報は機密情報もあり入手も難しく、町としても非常に心配りをする部分であることは私も重々承知しております。しかしながら、近年、業績好調の企業による規模拡大のための他市への転出は、町の損失であり、これでいいのかと危機感を感じます。町の認識について2点質問します。

1点目は、近年、町内企業による町外移転が続いていることへの行政認識と、直近の状況を把握していたのかお伺いいたします。

2点目は、町内雇用を守るため、個々の企業情報収集プロセスに改善の余地はないのかお伺いしたいと思います。

質問の3番目に入らせていただきます。企業版ふるさと納税で寄附を行っていただくた

めの町の取組についてお伺いいたします。

企業版ふるさと納税は、移住・定住促進や観光振興などに取り組む自治体に寄附をすると法人税が軽減される制度で、令和2年度に5年間の特例として軽減の割合を最大6割から9割に引き上げた結果、寄附が急増し、令和5年度は全国で過去最高の470億円の実績です。一般的なふるさと納税寄附金とは異なり、寄附を行ったことでの対価としての経済的な利益を受け取ることは禁止されており、返礼品の必要もありません。

3点質問します。

1点目は、企業版ふるさと納税で寄附をしていただくための町の取組についてお伺いいたします。

2点目は、向こう3か年の目標指数について、どのように描いているかお尋ねいたします。

3点目は、既に企業寄附を多額に受けている自治体があるが、本町との違いについてお伺いしたいと思います。

再質問を留保し、一般質問を終わります。

○丹野貞子議長 12番吉田芳美議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

12番吉田芳美議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、西村山地域の新病院建設に伴う「町の財政負担」についてお答えいたします。

まず1点目、県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備基本構想（案）を受けた町の方向性について申し上げます。

令和6年、昨年12月26日に開催されました県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会第2回運営委員会におきまして、基本構想の案が公表されました。その内容につきましては、町民の皆

様に、私、町長のメッセージとともに、ホームページや概要版の全戸配付でお知らせさせていただいているところでもあります。当協議会では西村山地域の医療体制の在り方及び新病院整備について、随時、関係者との意見交換の場を設けることとしておりますが、本町においては、去る1月21日、地域医療と県立河北病院を考える会の皆様、区長会役員・町議会議員の皆様ほか一般傍聴の方を含め約50名の方が参加され、基本構想（案）の概要説明及び意見交換を開催いたしました。当日は、県の医療政策課担当者からの説明を受け、出席者からのご意見、ご質疑も含めた意見交換会の中で基本構想の案について理解を深めるとともに、現時点で公表できる内容について県担当者から直接回答を得たところでありませ

す。町といたしましては、この基本構想、さらに基本計画の策定に向けましては、医療・介護・福祉関係者など現場の意見、住民、利用者の声を丁寧に把握し反映することにより、納得と共感が得られる新病院となるよう引き続き要望したいと考えており、去る2月17日には、西村山地域に整備する新病院に関して、町長・議長の連名で知事へ要望させていただいたところでもあります。人口減少、深刻な医師不足、医療関係人材の確保がさらに厳しさを増す中で、利用者のニーズに応えられる持続可能な医療提供体制を目指し、地域住民の安全安心につながる地域医療体制の充実に向けて今後とも対応してまいります。

2点目、町民の願いは県立河北病院敷地での新病院建設だが、建設費の負担額をどう捉えているのか、この点について、そして3点目、新病院整備事業費の概算が示されたが、国や県からの補助金や交付税措置等について伺うについて、関連がございますので、併せて申し上げます。

頼りになる病院が身近にあり、よい医療を受けられることは、地域住民の切実な願いであります。新病院の建設予定地につきましては、昨年8月23日、知事への要望書提出に当たり、患者視点に立った検討を行うとともに、現県立病院の敷地を候補地から除外しないことを要望してまいりました。また、12月17日には、区長会会長、支部長の皆さんから新病院の立地場所を現県立河北病院とする要望書名簿、議員からもありましたけれども、1万1,010名の方の署名を併せて運営委員会委員長である県の健康福祉部長に提出されております。これらの要望を行ってきた中で、12月26日に公表された新病院の目指すべき姿を示す基本構想の案では、立地条件について、寒河江市内の6か所と現県立河北病院の敷地7か所が建設候補地として抽出されました。来年度策定される基本計画では、今回抽出されている7か所の候補地の中から1つとして立地条件に照らし、建設候補地7か所を1か所から複数箇所に絞り込む。さらにそれを踏まえて絞り込まれた建設候補地の中から建設予定地1か所を選定する予定とされております。

建設費の負担額でございますが、現時点での機械的な試算として示されております。新病院の病床数を想定病床数の規模である145床から155床の中央値、中間値であります148床と仮定した場合、延べ床面積を約1万2,580平方メートル、敷地面積を約2万7,000平方メートルと想定し、用地取得費9.3億円、建設工事費94億4,000万円、設計・工事監理費4億8,000万円、医療機器・システム費11億9,000万円、什器備品1億5,000万円、移転費6,000万円、合わせた整備費の概算費用全体で123億円と見込まれております。これをベースに、全額を病院事業債の活用による整備と仮定してございまして、後年度の元利償還金に対する年間の財政負担は、病院整備に係る繰出金、

イニシャルコスト相当ということになりますけれども、繰出金総額年間4億8,000万円、これに対する交付税総額措置額、これが半分の2億4,000万円、これを差し引きますと実質的な負担総額、これは構成団体全体の負担ということになりますけれども年間2億4,000万という数値が見込みとして示されております。

4点目、今後、判断を迫られる新病院経営への参画の有無について、町長の所見ということで申し上げます。

基本構想の案に掲げられた目標整備スケジュールでは、来年度基本計画を策定し、その後、基本設計・実施設計、建築工事を進め、令和13年度中の開院を目指すということにされております。来年度策定される基本計画には、運営形態や費用負担など新病院の運営に関する重要な項目を定める必要があることから、構成自治体の範囲や費用負担に関する構成自治体間の協議の前提条件となる建設予定地については、令和7年度の可能な限り早期に決定することを目指す必要があるとされております。運営母体の構成自治体は、現在の2つの県立河北病院、寒河江市立病院の設置者である山形県と寒河江市の2者が基本となりますが、西村山地域の4町から参画の意向が示された場合には、当該自治体と県・寒河江市がその条件などについて協議をしていくこととされております。基本構想(案)によりますと、新病院の運営に参画するメリットとして、病院運営の目標、計画に対して直接的に意見を表明することができ、各種医療サービスや施策に住民のニーズを反映させることができること、あるいは新病院の財政基盤が強化され、地域の医療提供体制の持続性が向上すること、あるいは生活習慣病の検診や予防接種、保健事業の基盤が充実し、地域住民の継続的な健康管理を推進することができることなどが挙げられておりますが、新病院

の運営母体に参画するか否かによって地域住民の方々、つまり患者として受けられる医療サービスに違いは生じません。

今後、運営母体への参画を検討するに当たっては、構成自治体としての財政負担を十分に踏まえた決断が必要となります。先ほど申し上げました県で示した試算結果によれば、病院整備に係る繰出金、イニシャルコスト分に係るものについては4億8,000万円となる見込みであり、これから交付税総額2億4,000万を差し引いた実負担総額は、構成団体全体として年間2億4,000万円となる見込みです。さらに大きいのは、病院経営に係る繰出金、ランニングコスト相当分であります。これにつきましては、現在の2病院に対する県及び寒河江市の繰出金の状況を踏まえた試算として、年間で約14億4,000万円から17億2,000万円の負担額と試算し、これに対する交付税総額として1億5,000万円、これを差し引いた実質的な負担総額は、構成団体全体で年間約12億9,000万円から15億7,000万円と試算されております。

したがいまして、新病院の整備費用と運営費用を合わせた実質的な負担総額、つまり交付税措置分を除いた実質的な負担ということであります。これは構成団体全体で年間約15億3,000万円から18億1,000万円となる見込みになります。構成団体の負担割合ということでは、構成団体で協議し負担することとなります。いずれにしましても、将来にわたって毎年15億3,000万円から18億1,000万円という多額の財政負担を伴うものであり、参画する場合の町の財政負担、これを十分見据えながら検討する必要がありますので、慎重かつ熟慮の上、参加の是非を見極めていく必要があると考えております。

次に、町内企業の町外工業団地への移転についてお答えいたします。

1点目、近年、町内企業の町外移転が続いていることへの行政認識と直近の状況を把握していたのか、この点について申し上げます。

議員の質問の中でA社と想定される企業の町外移転情報については、令和5年12月に把握した際には、既に寒河江工業団地の土地購入が決定しておりました。また、B社と想定される企業につきましては、先方からの照会により花ノ木工業団地内並びに税制優遇措置を説明し誘致を図りましたが、分譲可能面積が足りないことを要因として天童市に新工場が建設されたところであります。C社と想定される企業につきましては、県内に分散する製造工場の合理化により、やむなく町外に移転する結果となりました。

町内企業による町外移転につきましては、税収の減少、雇用創出機会の喪失、経済規模の縮小、空き施設の増加等につながり、当町の大きな損失であると認識しております。しかしながら、新工場の建設等については各企業の経営判断によるものであり、加えて、情報管理は慎重に進められることが一般的であります。本社機能が首都圏にあるような企業が集積する当町にとっては、情報把握の機会が限定されているといった事情もございます。

一方、新たな企業の誘致も課題であり、株式会社青木製作所、株式会社ダイソンステンレスが近隣市からの移転、芝浦シヤリング株式会社、シフトプラス株式会社が県外からの進出として近年操業され、雇用の創出等に大いに貢献いただいております。企業規模の大小違いがございますが、町外移転がある一方で町内の誘致に取り組んでいることもご理解いただければと存じます。

2点目の町内雇用を守るため、個々の企業情報の収集について改善の余地はないのか、この点について申し上げます。

これまで、県が主催する首都圏や中京圏で

開催されますビジネスセミナーへの参加や、谷地及び花ノ木工業団地連絡協議会との情報交換、リサーチ会社及び地元金融機関からの情報提供などを通して、誘致活動に取り組んでまいりました。

今年度からは河北町商工会職員との情報交換を月1回定例化し、町内事業者の情報を共有化する仕組みづくりを行っております。また、県の外郭団体で総合支援機関であるやまがた産業支援機構が主催する取引商談会に担当職員が事務局として参加することで、町内事業者との接点を創出することや、やまがた産業支援機構職員との帯同訪問により、町内事業者の経営状況の把握、潜在ニーズの喚起といった活動も開始しております。

今後とも事業者からの声を待つだけでなく、外部支援機関と連携しながら情報収集に努めるとともに、首都圏に本社がある進出企業につきましても、定期的に本社を訪問し、当町との関係性を維持していきたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税の取組についてお答え申し上げます。

1点目の寄附をいただくための取組について申し上げます。

企業版ふるさと納税は、ご質問にもありましたが、地域再生計画河北町まち・ひと・しごと創生推進計画に記載されています河北町まち・ひと・しごと創生推進事業を実施する財源として、全国の企業から寄附金を募る事業であります。企業版ふるさと納税につきましては、返礼品というものは禁止されており、頂いた寄附金は全額事業費として充当できる制度であります。

町といたしましては、本年度から企業版ふるさと納税事業として本格的に寄附金の募集に取り組んでいるところであり、一般的なふるさと納税事業とは違い、ポータルサイト上

での寄附の募集や受付を行うことができないため、この事業においては、営業力が非常に重要な要素となります。企業のほうへ直接出向き、河北町の魅力や事業の内容を理解していただくべきではありますが、全国の企業から寄附を募集するためには、企業と町の間に入って営業活動を行っていただく支援が必要です。

このため、地元金融機関のほか、大阪に本社を置くテレビ局、福岡に本社を置く民間企業3社と業務提携契約を締結し、機会あるごとに当町と企業との間を取り持つ営業活動を行っていただいている状況にあります。昨年、地元金融機関からのご紹介で、株式会社寒河江測量設計事務所様から50万円の第1号としてのご寄附を頂いております。

2点目の向こう3年間の目標について申し上げます。

向こう3年間における具体的な数値目標を設定しているものではございませんが、令和7年度当初には100万円を計上させていただいております。産業支援や人材の確保・育成、関係人口の創出拡大、結婚・出産・子育てまでの切れ目ない支援、安全・安心で活力あるまちづくりの推進等を図るため、先ほど申し上げました事業者との連携を図りながら、より多くの寄附金を頂けるよう努力してまいります。

3点目の多額に寄附を受けている自治体と、本町との違いについて申し上げます。

全国的に見た企業版ふるさと納税の寄附額につきましては、初年度の平成28年度が7億5,000万円であったのに対し、令和2年度の税制改革により、法人関係税への軽減効果が最大9割に拡大され、寄附金額も飛躍的に増大いたしました。令和4年度には341億円、令和5年度には470億円となっております。

これを山形県で見ますと、県全体で、令和

4年度には3億3,400万円、令和5年度には3億9,300万円となっております。さらに県内の各自治体ごとに見ますと、数千万円からゼロ円までと寄附額は様々でございます。本町は本年度から本格的に寄附を受け付けておりますので、遅れをとったことにつきましては、率直に認めるところであります。

令和7年度税制改正におきまして、法人関係税の税額控除特例措置、これが3年間延長されることが決定されておりますので、引き続き多くのご寄附を頂けるよう取り組んでまいります。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、病院問題のほうからお伺いしたいと思います。

よい病院をつくるというふうな考えについては、西村山地域全ての住民が同じ希望を持っているのかなというふうに思っております。そして河北町は、歴史を遡れば県立病院がこの地に70年近くあると、そういうふうな強い思いが住民は持っている。それが1万1,010名の署名簿になって、何とか県立河北病院の地に新病院を造ってほしい、これが願いかなというふうに思っております。

先ほど町長のほうから答弁で、今現在の状況、そしてどれほどのお金がかかるかというふうな内容の趣旨説明がございました。機械的試算というふうなお話がありましたが、もう一回ちょっと私のほうから確認させていただきます。

概算整備費、これは病院を造るための費用として123億円。全額病院事業債を活用した仮定で試算すると年間負担額は約4.8億円。そし

て国の交付税措置が入りますので、2億4,000万円軽減されますので実質負担額は2.4億円。2.4億円がこの病院建設でずっと支払わなくちゃいけないお金だと。これは構成団体としての2.4億円。そして運営面の負担として、今の寒河江市立病院、県立河北病院の経営状況関係を加味しての話だと思うんですが14.4億円から17.2億円見込まれると。そしてこれらの合計から建設費、運営面、これを含めると、地方交付税4億円を引いた実質負担額は15.3億円から18.1億円になると、そういうふうなお話だったかと思います。これが構成自治体、病院経営に加わる自治体が払い続けなくちゃいけない一応試算だと。そういうふうな機械的な試算ですよというふうな前置きがありましたので、必ずしもこのとおりにはないかもしれませんが、おおよその数字というやつは捕まえることが一応はできました。

では、町の財政として、構成団体の中に町が入るとなれば町としてどのくらいになるのか。寒河江市は大きい市ですよと、3万9,000ぐらいの人口います。河北町は1万7,000切っていますよと。朝日も大江も町よりは少ない人口ですよとなったときに、ざっくりの試算として河北町の財政負担額はどの程度を想定されているか、この1点をまずお聞きいたします。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 先ほどの答弁でも申し上げました。具体的に負担額は当然構成団体で協議することになります。したがって、ルールがあるものではありません。協議次第です。

ただし、これまでの一般的な県と市町村で取り組んでいるいろんなものがあります。大学、病院、いろんなものがあります。そういう中で県と市町村が一緒になって事業する場合の財政負担、そして自治体の負担、これは様々ですけれども、ざっくり申し上げまして、

議論のスタートとしてです。これは県ではまだ何もコメントしていません。総額だけの提示です。これまでの私の行政経験での肌感覚ということで受け取っていただきたいと思います。でないとは答弁できません。それを前提にお聞きいただきたいと思います。

一般的に県と市町村一緒に事業をやりましょうねと。イニシャルコストをどうするか、さらに運営費まで一緒に、運営も一緒にやるんだといった場合の財政負担。基本的に私の肌感覚では、議論のスタートは、中身によりますけれども、半額からスタートすると。つまり県が半分、残りを関係市町村で、大体こういう事例が基本的に多いかなと。厳密じゃありませんよ。厳密に言われれば間違いかもしれませぬ。でも、ざっくりした肌感覚としては、まずは県が半、市町村が半というところからスタートするというのが想定されることかなと。

じゃあ次は、その残りの半をどうやって構成自治体で分担するか。これも様々なものがありますし、内容によるわけですが、ざっくり言って、一つ挙げられるのは人口、財政力。財政力は、財政力指数というよりは、どっちかという標準財政規模とか、そういったものを用いる例が多いものです。

さらには、受益者にばらつきが出てくる可能性があるものは、例えば今回の病院でいえば、患者数がそれぞれの市町村からどれくらいそのサービスを受けているのか。ある意味でいうと受益者割合というか、そういったことが入れられる場合もありますし、入れられない場合もあります。

新しい病院がどこに立地されて、どういう形で利用状況が医療圏域として形成されていくかということは、これはこれからの運営に係ってくる内容にありますので、現時点で誤解のないように前提を置いた上ですけれども、

県、寒河江、さらに、ほかの自治体ということで他の3町がどうするかということもありますけれども、仮に県と寒河江、この2つは必ず構成団体に入る。その上で河北が仮に入っていくということを考えれば、さっき言いましたように、ざっくりアッパーで今のところは18億円。半分は、9億円程度は県、残りの9億円を寒河江と河北町、そうなった場合は、人口規模でもうざっくり申し上げます。大体2対1ということであれば、9億円のうちの3分の2、つまり6億円程度は寒河江、3分の1の3億円程度は河北、これぐらいを毎年負担していくと、河北町の予算の中から、これは交付税措置を除いた部分ですから。河北町の一般財源の中から、一般財源の中からのというのは基本的には税金ということになります。その中から最低でも3億円、あとはその前後というのは協議によるということかと思えます。

この数字、独り歩きされると困るんですけども、あくまでも前提で申し上げましたように、私のこれまでの肌感覚の中で言えばそれを念頭に、今回議長と要望してきた中には、議員の質問にありましたけれども、まだまだ今の機械的試算だったり、いろいろあります。したがって、必要かつ十分な判断材料を分かりやすく提示していただきたいと。あと立地条件の選定過程についても、結果だけでなく、どういう評価の中で、どういう中で絞ったのか。さらには1か所に絞ったのか。これをしっかり提示してもらいたいということ併せて申し上げてきたということでもあります。そういった意味で、先ほど慎重かつ熟慮の上、判断していく必要があるということかと思っております。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） これまででない、一歩踏み込んだ発言をしていただいたかなという

ふうんと思っています。ありがとうございます。

運営母体に入るか入らないかというふうな、これは選択が当然迫られるわけなんですけど、参画の意思が前にあって、そして建設候補地が7年度中というふうな今のところの答弁だっと思います。そうしたときに河北町民としては、まず立地先が河北町だと。そうしたらもろ手を挙げて参画すると、これが大半な考え方かなというふうには思っています。その辺のところは政治的な配慮とか、あと検討委員会の中での過程でいろいろ決まってくるのかなとは思いますが、いつ決まるかというふうになってきたときに、非常に遅い時期に決まってしまった場合、河北町さん、参画するんですか、しないんですか、いつ返事するんですかというふうな内容が問合せが来ると。

西川町は、既に3月議会の中で町長のほうが参画するような意思表示をしております。そして西川町の病院が2億から3億上がる。毎年財政負担が続いているので、サテライト的な内容で生かしていければなというふうな内容のコメントが一応載っております。

河北町としていつぐらいのタイミングですかというやつは、すごくやっぱり難しい時期になるのかなと思いますが、この辺のところをちょっと町長の考えをお聞かせください。行政のトップというふうな内容の判断もしかりなんですけど、政治家森谷俊雄として、この県立河北病院の地に新病院を持ってくるというふうな内容の強い意志を持って決断が必要な内容かと私は考えています。ご答弁お願いいたします。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 県の基本構想案の提示時点の事務方からの来年度の進め方ということであれば、できるだけ参画の意向がある場合は早くもらいたいと。その上で立地条件、そういつ

たるる詰めていく必要があるというニュアンスで承っております。

したがって、議員の質問のご趣旨、どういうことかなとは思いますが、場所が河北町になりそうだとか、願いとしては今の県立河北病院というのはベースにありますよ。あつた上で寒河江、県、そこに運営母体として意向を示して、その3者の中に入っていった議論ということになるということも想定しなければなりません。したがって、その立地場所の検討、さらには意思決定の回答、これが具体的に今回の基本構想の案が最終的に案としてまとまった上で、さらに県のほうからも進め方は確認していく必要がありますし、我々としても重大な決断になります。

思いは現河北病院にという、歴史的な背景の中で町民の方々の気持ちも、私も町民です、同じ気持ちがあります。ただ、そこに係ってくる財政負担が、先ほど申し上げましたように、毎年、全体でという、ここでは河北町ということであえて申し上げません。全体で18億円ぐらい、15から18億円ぐらい毎年、将来とも、イニシャルコストよりもランニングコストが圧倒的に多いわけです。先ほどの数値でお分かりかと思えます。その河北町としての財政負担ということをも十分見極め、議会のご議論もいただきつつ、引き続き町民の方々のご意見も拝聴しながら、私として責任ある決断をしていかなきゃならん大きな問題だというふうに思っております。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） よく私も理解しております。厳しい決断をする時期が、そう遠くない時期に来るのかなと思っております。

ただ、片や寒河江市のほうは、寒河江市に造るんだというふうな内容で大々的に行動も起こされています。そうしたときに、どこに造るかというふうな内容の候補地がまだ未確

定の状況の中で、河北町民が寒河江市の候補地の1か所に行くとなったときの利便性というふうな内容も我々町民としては判断せざるを得ない状況にあると。ですから、先ほどの数字を聞くだけでは、病院のほうに参画するというふうな内容もやっぱり半分だし、またはそれを少し聞いた上で判断するというふうな内容も必要かなというふうには思っています。個人的には河北町だったらもろ手を挙げて賛成だと。多少なりとも立地自治体としての負担も相応のものは出さなくてはいけないと。しかし、寒河江のどこかの少し河北町から離れた土地というふうになれば、やはり住民の利便性を考慮して、少しやっぱり熟慮を重ねるというふうな内容が私はいいいのかなというふうに思っている次第です。

病院問題については、なかなか町長も神経をすり減らすというような内容かと思えますが、やはり町民の今後の財政負担を踏まえた上での判断というやつを切にお願い申し上げます。

続きまして、2番目の質問事項のほうに入らせていただきます。

企業が河北町から去っていったというふうな話を先ほど私単純にさせていただきました。今回は50名ほどの企業だったんですが、寒河江工業団地のほうの新しく造成された一番西側、道路からすぐ見えるところに工場を建設しておりました。やはり長年溝延の地でやっていただいたというふうなことを踏まえれば、やはり新しく来る企業もあろうかと思うんですが、ここで税金を、長年にわたって働いていた会社がやっぱり大事にすべきかなというふうに私は常々やっぱり思っています。

全ての会社が移転されたところは、規模を拡大したいというふうな内容を考えたときに、やはり河北町に置いておくことがなぜできなかったんだと。企業が独自で考えてやるとい

うふうな内容も重々分かります。ただ、行政として、この地で頑張っていたきたいというふうな姿勢をできるだけ一応取っていただければなというふうに思っています。

先ほど私5社ほど名前ちょっと挙げましたが、今現在の天童、あと大江、寒河江、行った企業の従業員数を調べましたら約560名になりました。560名の雇用が河北町から失ったと。そして雇用の形態として、女性が働く場所がかなりのウエートで失われちゃったと。そして、先ほど町長答弁の中で、この企業来ました、この企業来ますと、こっちも来ましたというふうなお話もありました。そこも私見せていただいています。やはり男子型企业なんですよ、男子型企业。非常に鋼材を扱う企業とか、なかなか女性が座って作業ができるような環境ではないと。そうしたときに、20代から39歳までの若者世代と言われるやっぱり女性の従業員が、なかなか働く場所が貢献できないと。シフトプラスさんのほうには大変な貢献を私していただいているなというふうに感謝を申し上げる次第なんです、そういったところを踏まえて、これをやる、あれをやるというふうな先ほどポイントを出していただきましたが、これは所管の課長さんのほうからお願いしたいんですが、やはり地元の企業に寄り添った何をするというふうな内容をもう一回ちょっとお話しいただければ。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 町内企業に対しての寄り添った支援ということでは、我々としては、融資の相談を受けたりとか、そういった支援については十分させていただいているところでございます。

また、花ノ木工業団地、現在1万7,533平米誘致できる敷地がございます。3区画ございます。そういったご紹介もさせていただいておりますが、なかなか企業様の業務拡大とい

った話まではお聞きできないというのが現状でございます。そうしたことを踏まえまして、町単独ではなく、商工会と連携しながらそういった情報収集または金融機関等からの情報も得ながらこれまで進めさせていただいてきたところでございます。

今後もそうしたことを踏まえまして、町内企業の皆様と密に接してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） よろしくひとつお願い申し上げます。

花ノ木工業団地、あと谷地工業団地、大きい団地で形成されているところには企業連合会みたいなやつがあるんですが、やはり河北町には点在している企業もたくさんあります。そういう企業に対して一歩足を踏んでいただいて、やはり今現在、日本の経済とか、アメリカの経済とか、様々なところを見たときに、どの企業が少し順調だというふうな内容なんかについては銀行筋とか、そういったところが非常に高い情報量を持っていますので、やはり情報の漏えいというやつは困りますが、きちんとその辺のところを認識した上で対応やっていただくことで、私は多少なりとも歯止めがかかると、ストップをかけたんだと。そして、先方さんに合ったような土地と移行が河北町の中でできたと、そういうふうな誘致企業並びに今現在ある企業を大事にしてやっていただければなというふうに思っております。

それでは、3番目の企業版ふるさと納税について話を移らせていただきます。

企業版ふるさと納税は、やはり令和5年度で470億だというふうな先ほど話がありましたが、これは1万4,700社、日本全体の企業が、うちの企業が寄附するよというふうに言っていたいただいた内容です。そして金額が10万円以

上だったら9万円が税制でその企業に対して戻る。ということは、企業のほうは1万円を出せば大丈夫だと。そして1万円出したメリットは何なんだとなったときに、自治体とその企業との、自治体は何をやるかという企業とのこれはマッチングができるということなんです。例えば西川町のほうだったら、もう一昨年、年間6,000万円企業版ふるさと納税で稼いだんです。6,000万円ですよ。その中には物納というやつもあるんです。物納、物で頂いたと。そして今年、令和6年度は10月の時点で6,000万円もう超えちゃったと。

ですから、先行する自治体のいいところをやっばりまず盗み取っていただいて、河北町は今からお金のかかる事業はわんさかありますので、稼げるやつは稼いでいただきたいと。その辺のところの意気込みについてももう一度お聞かせください。目標額は先ほど定まっていますというふうなお話しされました。向こう3年間、どれだけの、あるいはやるんだと。でも、3年間目標数値を上げていませんが、取りあえず今年は、令和7年度100万円しましたと、予算に上げましたと、そういうふうな弱気じゃなくて、やっばり所管のほうとしては強い気持ちを持ってやっていただければなと思いますので、対応についてももう一度お話お伺いいたします。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 企業版ふるさと納税の今後の取組の意気込みということでございます。

我々担当課としましては、一般的なふるさと納税、こちらのほうにつきましては、町レベルでは県内トップの寄附を頂戴しております。

町長答弁にもございましたように、企業版ふるさと納税、本町としましては取組が出遅れたということは、こちらのほうは申し訳な

いというふうに思っておるところであります。

他自治体の成功事例を参考にしてということでは、まず本町としましては、企業版ふるさと納税のパンフレットを作成しております。このパンフレットは、企業と連携しております金融機関、それから民間企業、そちらのほうにも配付させていただいております。そちらのほうと連携をした上でマッチングをしていただくというようなことで協定を結ばせていただいております。担当課といたしましても、ふるさと納税のみならず、企業版ふるさと納税のほうでもPRを図っていきまして、今後多くの寄附を頂戴できるよう周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番(吉田芳美議員) なかなかこの事業を前に進めるとなったときに、職員さんは大変だと思えます。やはり森谷町長の過去の実績、そういった内容の人脈、いろんな内容で様々な内容を紹介していただいて、そしてこういうふうなところに一緒に行こうと、そういうふうなトップセールスが非常に私は重要なというふうに思っている次第です。モンテディオ山形の前の社長さんとして、相当モンテの資金調達で苦労もされたかと思うんですが、その辺のところを生かしていただきたいというふうな思いを持っているんですが、町長のほうの答弁をちょっと求めて終わりにしたいと思えますが、どうぞ。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 当然、私として、モンテディオはもちろんですけれども、過去のつながりを持てる企業というのはございますので、それを最大限に、最大限にというよりはそこを取っかかりにしてアプローチしていくということは、積極的に考えていくべきかなというふうには考えております。

その上でですけれども、やはりこれも過去の経験から来るわけですから、具体的な、ギブ・アンド・テークではありませんので、あくまでも寄附ですから、ちょっとモンテとはまた違うんですけれども、いかに企業の皆様に対して、当然税額控除というのは最大の特典なわけでありましてけれども、河北町に寄附相手先として選んでいただく、やっぱりそこをきちんとプレゼンテーションしていきながら、とにかく昔のよしみでお願いしますよと、プラスアルファの売り込みといたしますか、やっぱりそこをどう企業様のほうに提示していけるか、そこをよくよく考えていく必要があると思いますし、その辺については私のネットワークということだけでなく、金融機関の方々やいろいろ今サポートしていただいている機関との連携ということも含めて、頭に置いて対応していきたいというふうに思います。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） 企業版ふるさと納税の制度の中で、従業員を、例えば生命保険会社が働き方改革をやる従業員を派遣すると、その企業が給料の全額を保証しますよと。それも寄附行為に当たるというふうな内容でやっている一応自治体もございました。いろんな内容でそういった制度の勉強を重ねていただいて、やはり100万というふうなことを言わずに、やはり多くの知恵を働かせて、多くの金額をご寄附いただけるようお願いしたいと思います。

ホームページに載せましたと。そしていつ来るか待っていますというふうな内容ではなくて、能動的な行動を起こしていただいて寄附額を大きく飛躍させていただきたいというふうなことを念じまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で12番吉田芳美議員の一般

質問を終わります。

ここで10時15分まで休憩とします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時14分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

次に、11番奥山英幸議員の一般質問を行います。

「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） おはようございます。

質問通告書に準じ、大枠3点6項目の質問をさせていただきます。

初めに、町内小中学校、公共施設（体育館、地区センター、公園など）のトイレについてお伺いいたします。

私たちの身近にあり日常生活には欠かせない重要なものの一つであるトイレについて、洋式化は、1959年、日本住宅公団が採用したことがきっかけとなり和式から洋式への転換が進んだと言われております。

少しデータは古いのですが総務省統計局のデータによりますと、2008年、全国の一般家庭への洋式トイレの保有率は89.6%と多くの住宅でトイレの洋式化が進んでおり、現状では100%に近い普及率ではないかと思われ、また、全国的にも公共施設のトイレについては、同様にトイレの洋式化が進んでいる状況です。

町内小中学校のトイレの状況を確認しましたところトイレの数は全部で203基、うち洋式トイレ107基の52.7%、和式トイレは96基の47.3%です。

学校については文部科学省が令和5年にトイレ状況調査を行っておりまして、山形県平均でトイレの洋式化率は68.6%であることから本町のトイレの洋式化率は県内でも平均以下であり、山形県内35市町村中31番目でした。

また、学校以外の公共施設（体育館、地区センター、公園など）ですが、トイレの状況は、町民体育館、サハトベに花、西里・溝延・

北谷地の各センターが5か所の洋式和式トイレの総数は76基、うち洋式トイレは59基の77.6%、和式17基22.4%であり、比較的トイレの洋式化が高く、特にサハトベに花は38基ございますが、全て洋式トイレとなっております。

町内公園では本町が管理している公園は児童遊園も含め34か所、そのうちトイレが設置されている公園は21か所ですが、洋式和式トイレの総数は51基で、うち洋式トイレは27基の52.9%、和式トイレは24基の47.1%であります。

このことから学校以外の公共施設(体育館、地区センター、公園など)は半数以上洋式トイレの設置はされている状況ですが、国民の行政に関する苦情解決の促進、行政の民主的な運営に寄与することを目的に総務大臣より委嘱されている山形県内の行政相談委員で組織する山形行政相談委員協議会が2013年にトイレに関する調査を取りまとめたものによりますと、トイレに関する要望では、洋式トイレを増やしてほしい68%、トイレには洋式と和式どちらも必要16%、女子トイレを増やしてほしい6%、ゆったりとしたトイレにしてほしい4%、その他6%と、多くの方は洋式トイレの設置を要望していること、また、外出先でのトイレはどのタイプを利用するのかとのアンケートでは、洋式トイレを利用すると回答された方は59.4%、うち世代別に見ると、20歳未満69%、20歳代66.7%、60歳以上63.8%、30歳代44.4%、40歳代40%の順となっており、比較的若い方とご年配の方が多く利用する傾向にあると考えられます。洋式トイレを利用する理由としては、洋式に慣れている、体が不自由、和式を利用したことがないとの回答となっております。

また、本町のトイレについて昨年、女性の方からお手紙を私自身頂きまして、内容の一

部を紹介いたします。

『河北中央公園でトイレを利用しましたが、女性用はすべて和式で膝が悪い私には非常に大変な思いをしました。一緒に公園に来た友達も膝が悪く和式トイレでは大変なので、家に戻ってするそうです。中央公園では65歳以上を対象にした運動教室などもあり谷地地区以外の町民も多く集まります。また町外からは小学校の遠足などで中央公園に来るようですが、子どもがトイレを利用するに大丈夫なのか、和式用でびっくりしなかつたらどうかと心配になると同時に、来年の遠足の行先を決める際河北町の公園は再考されないか心配になりました。元職員の方からは本町は近隣市町村では、トイレの設置数が一番多く設置されていると聞いたけれど和式トイレが多かったり、もしあまり奇麗でなかつたら誇れるものでもないと思います。』と記載されておりました。

以上のことから、小中学校や公園へのトイレの洋式化を前向きに早急に検討すべきと思われると同時に、本町は万が一の災害時の避難場所として、学校、公共施設(体育館、地区センター、公園)が主に指定されておりますが、2020年に一般社団法人日本トイレ協会が行った調査によると、災害でトイレに困った経験があると答えた自治体が18.9%と、約2割の自治体が困った経験をされていることが判明しました。内容としては、トイレの数が少ない、し尿処理などの処理方法、迅速に必要な場所に適切な対応に懸念が生じる可能性があるなどになります。

町内小中学校及び公共施設(体育館、地区センター、公園など)のトイレは多くの方が利用する場所であり、常に整備が求められる場所であると考えられ、トイレの洋式化は多くの方から要望されるものと考えられます。

以上のことから本町の小中学校、公共施設

(主に体育館、地区センター、公園など)のトイレについて質問いたします。

小中学校、公共施設(体育館、地区センター、公園など)のトイレを利用する様々な方が、和式は利用しない、または利用できないことから我慢を生じている、和式の利用方法が不明、トイレ利用でのストレスがかかるなどの懸念がされていることから、質問要旨1としまして、小中学校の児童生徒及び公共施設(体育館、地区センター、公園など)のトイレを利用する方の現状についてお伺いいたします。

質問要旨2として、万が一災害が発生した場合に、災害用の洋式トイレタイプのものを多く備蓄すべきと考えるが、見解を伺います。

小中学校、公共施設(体育館、地区センター、公園など)のトイレで、学校については学校統合などの課題はありますが、避難場所と指定されていることと併せて町内でのトイレの洋式化率が低いこと、また公園では、特に河北中央公園は町内外から利用者がほかの町内の公園よりも比較的多いことから、小中学校と河北中央公園の特に女性用トイレの洋式化を計画する必要があると考えられることから、質問要旨3として、小中学校、公共施設(体育館、地区センター、公園など)への今後のトイレの洋式化についての見解を伺います。

続きまして、町内のスポーツ施設の現状と今後の在り方についてお伺いいたします。

本町の屋内スポーツ施設には、主に河北町民体育館、西里・溝延・北谷地の各センターの体育館があります。施設を利用するに当たり日程調整があり、河北町民体育館については、毎年まず本町の事業を行うために会場が確保され、その後3月に河北町スポーツ協会に加盟している団体が参集し利用調整を行います。その後に一般の方から受付を行い、次

年度の利用が確定するという一連の流れになっているかと思えます。

また、各地区センターについては本町の事業が優先されますが、あとは会場が空いていれば町内外の方が利用できる状況かと思えます。

河北町民体育館は3月の調整会議が終了後、また各地区センターについては随時一般の予約を受け付けることとすることで、町内外関係なく先着順で予約が入れられる状況ですが、河北町自体が県のほぼ中心部に位置していることから施設利用の利便性が高く、また、利用料金も近隣市町村と比較して安価なことから、本町外の団体の利用も多く、特に土日祝日はすぐ利用予約が入ってしまう状況のようです。

町内外の方の利用に差異がなく、誰でも先着順で予約が入れられる状況のため、町内の方からは利用予約が取りづらい、また、河北町民体育館と名前が入っているのであれば、町内の方と町外の方の利用料金も差別化を図ってもいいのではないかという意見をされている方もおります。

ほか自治体の施設利用について、私自身、西村山管内の自治体ほか、東南村山、山形、天童、東根、村山などの比較的近隣で本町から車で30分圏内に位置している体育館の予約の条件を調査しましたところ、予約を取る方の住居により差別化を図っているところが10市町中3市町ありました。

寒河江市、山辺町は、市町内の方は市町外の方より利用料金を安価で利用可能、大江町は、町内の方は2か月前から、町外の方は1か月前から予約できることとなっており、市町外の方との利用に差別化を図っております。

また、町内の施設で河北町交流館遊戯の屋内運動場は、大江町同様、町内の方は2か月前から、町外の方は1か月前から予約を受け

付ける差別化を図っております。こうした他市町の状況を鑑み、河北町民体育館をはじめ、ほか地区センターでの利用も何らかの目に見える差別化を図ることは町民の利用向上につながるのではないかと考えられます。

また、予約を取る際も、予約状況は、現在Webサイトを閲覧すれば確認できますが、予約方法もDXの一環でデジタル技術を活用し、Webサイトから予約できるシステムを導入することにより、利用者の利便性向上、施設職員の皆さんの負担軽減も図られ、利便性向上や利用者のデータ分析につながり、利用者に適した体育館の利用を提供ができると考えられます。

Webサイトを利用した予約システムに関しては、県内ではまだ一部の自治体しか導入しておらず普及には至っておりませんが、宮城県や福島県、関東や関西地域では施設予約システムが普及しており、利便性が向上しているようです。

現在の予約の取決めは体育館が建設された当時から変わっておらず、建設当時と現在では利用者もスポーツも多様化になり、利用者に合わせて予約方法が求められると考えられます。

将来のことも踏まえ、全国的には普及しつつあるWebサイトからの予約システムを導入することも検討する必要があるのではないかと思います。

以上のことから、町内の屋内スポーツ施設について質問いたします。

質問要旨1として、町内の方がより利用率を高められる施設予約の仕組みについて伺います。

町内屋内スポーツの施設について、予約開始日や利用料金など利用者の目に見える形で町内と町外利用者の差別化を図るような仕組みも必要と考えます。

先ほども申し上げましたが、差別化を図っても、現在の利用状況や河北町交流館遊戯の利用状況を鑑みると、利用者の減少につながらないと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨2として、利用者の利便性、施設職員の負担軽減、自治体DXを考慮し、Webサイトによる施設予約システムの導入も必要と考えますが、見解を伺います。

続きまして、河北中央公園施設整備についてお伺いいたします。

河北中央公園は本町を代表する公園であり、町内外から多くの様々な方が利用する公園かと思えます。

冒頭のトイレの洋式化でも発言しましたが、河北中央公園は遠足に選定され、また、近隣市町では禁止されているところが多いのですが、ペット同伴での利用可能な公園となっていることから、町外からも多くの方がペット同伴で利用されております。

いもこ列車も展示され、季節により様々なイベントで活用されている河北中央公園ですが、さらなる本町の活性化、にぎわいづくりを活発に行うために、誰でも利用できるインクルーシブ公園への整備も必要ではないかと考えます。

インクルーシブとは、包み込む、包括的なという意味合いがありまして、インクルーシブ公園は、子供から大人まで、健常者をはじめ身体障がい者や知的障がい者、日本語があまり得意でない方、誰もが一緒に楽しめる公園のことを指します。

屋外の遊びは、幼少期の子供にとって心身を成長させる大切な成長の場であること、インクルーシブ公園は地域の人との関わりを生み出す役割を担っており、本町にも必要であると考えます。

インクルーシブ公園は欧米で20年以上前から普及されていると言われており、日本では

2020年に東京の世田谷区にある都立砧公園内のみんなのひろばが導入第1号で、そこから徐々に全国に普及し始め、2024年12月現在で全国48か所、山形県内では山形市片谷地に導入されましたシェルターインクルーシブプレイスコパルの1か所となっております。

全国的に徐々に導入が増加していること、県内でも導入されている実績があり、導入効果は大きいものであることから、本町への導入も前向きに検討すべきではないかと考えます。

以上のことから、河北中央公園の整備計画について伺います。

質問要旨1、河北中央公園の利用状況を鑑み、本町の活性化、にぎわいづくりの観点からインクルーシブ公園へ整備することは非常に有効と考えますが見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問とさせていただきます。

○丹野貞子議長 11番奥山英幸議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 11番奥山英幸議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、町内の小中学校、公共施設（体育館、地区センター、公園など）トイレについてお答えいたします。

まず、1点目の小中学校の児童生徒及び公共施設（体育館、地区センター、公園等）のトイレを利用する方の現状について申し上げます。

議員からは詳細なご指摘を頂戴いたしました。

まず、小中学校における洋式化の状況でございますが、西里小学校は20基中9基、溝延小学校は20基中11基、谷地中部小学校は39基中20基、谷地南部小学校は38基中19基、谷地西部小学校は15基中6基、北谷地小学校は20

基中9基、河北中学校は51基中33基となっております。洋式化率は全体で52.7%という状況であります。昨年、学校教育課で行った状況の確認では、洋式トイレの使用が多く、一部の学校では休み時間などのトイレが大変混み合う状況があると聞いております。各校とも半分程度は洋式化となっておりますが、トイレの数が多いた谷地中部小学校や谷地南部小学校などは問題になっていないとのことでしたが、北谷地小学校や溝延小学校などは便器自体の数が限られており、大変混み合うということでもあります。

次に、公共施設における洋式化の状況でございますが、町民体育館では、男性用トイレは、和式洋式それぞれ2基が据えられており、女子トイレにつきましては、和式6基、洋式4基が据えられている状況で、多目的トイレを含め洋式化率は46.7%となっております。

地区センターにつきましては、西里、溝延、北谷地の3つの地区センターとも、男子用トイレには、和式洋式それぞれ1基が備え付けられております。女性用トイレでは、西里農村環境改善センターには和式3基、洋式1基で、溝延研修センターには和式2基、洋式4基で、北谷地構造改善センターには和式が1基、洋式が3基据えられている状況であります。多目的トイレを含め洋式化の率は60.9%となっております。

サハトベに花につきましては、コンサートなど短時間の休憩時間にトイレを使用することもあり、現在は全て洋式化しております。施設全体で洋式トイレは、男性用が13基、女性用が22基据えております。ほかに多目的トイレ3か所に洋式1基が据えられております。

次に、公園においては、34公園中トイレのある公園は21の公園であります。トイレは51基あり、そのうち洋式トイレは多目的トイレを含め27基、洋式化率は52.9%となっております。

ます。整備した年度が古い公園のトイレでは洋式のトイレが未整備のところがございますが、公園のトイレについては半数が洋式トイレを設置している状況でございます。

議員から紹介のありましたお手紙について、河北中央公園についてありましたけれども、洋式トイレの建具の不具合により一時利用できない期間があり、ご不便をおかけいたしました。現在は修繕を行い、利用できる状態となっております。公園のトイレは年代や身体の状態など様々な方の利用が予想されますので、これからも清潔で利用する方から満足していただけるよう適切に管理してまいります。

2点目の万が一の災害が発生した場合、災害用の洋式トイレタイプのを多く備蓄すべきについて申し上げます。

昨年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震につきましては、当時の災害に関する検証作業が進められ、国において、解消すべき課題として避難所の生活環境を抜本的に改善すること、これを掲げ、新しい地方経済・生活環境創生交付金地域防災緊急整備型と名づけられた制度が創設されました。本町におきましては、この交付金制度を活用し、ラップ式トイレ30基を含む避難者用備蓄等を整備する事業に取り組むべく、本定例会初日に議決をいただきました第11回一般会計補正予算に計上させていただいたところであります。

今回整備するラップ式トイレは洋式タイプであり、かつ補助用の手すりがついたものになります。また、現在備蓄しているマンホールトイレにつきましても、洋式タイプで補助用の手すりつきのもとなっております。同じく備蓄してある簡易トイレは、穴が空いた段ボールの上に座って使うものになります。

避難者用の簡易トイレにつきましては、今回購入する分を含め、災害の種類や規模に応

じて適切な活用を心がけてまいります。

3点目の小中学校、公共施設への今後のトイレの洋式化について申し上げます。

小中学校におけるトイレの洋式化につきましては、各学校での使用状況を踏まえながら優先的に整備を進めてまいりたいと考えております。

町民体育館及び地区センターのトイレの洋式化については、利用状況を踏まえ検討してまいります。

公園内のトイレの洋式化については、特に高齢者や子供、障がいのある方々にとって和式より洋式トイレのほうがより使いやすいと考えておりますが、洋式トイレは和式トイレに比べて広いスペースを必要といたします。洋式化により既存施設の通路が狭くなり、スペース面での課題が生じることがありますので、洋式化を進める際には、施設全体の配置やスペースの確保を検討しながら対応してまいります。

次に、町内の屋内スポーツ施設利用の現状と今後の在り方についてお答えいたします。

1点目の町内の方がより利用率を高められる施設予約の仕組みについて申し上げます。

町民体育館の利用に関しましては、区対抗総合スポーツ交流大会など町主催の大会日程等を先に確保させていただき、その後、本町のスポーツ協会加盟団体における大会日程等について、競技団体等で調整を行っていただき日程を確保しております。一般の方の施設予約は、その後に行っておりますが、令和7年度の施設予約は、3月10日に4月から9月までの上半期分を直接町民体育館に来館した方を優先に申込みを受け付け、その後に電話等による申込みを受付いたします。下半期分につきましては、原則、半年前の5月1日に10月分を、6月1日に11月分を順次町民に配慮した形で、町民体育館に来館した方を優先

に申込みを受け付け、その後に電話等による申込みを受け付けます。

西里農村環境改善センター、溝延研修センター、北谷地構造改善センターの多目的ホールの予約につきましては、町主催の事業や地区公民館事業については年間の事業予定を優先的に日程確保しておりますが、一般の方の利用についての予約は、使用する日の属する日の初日前2か月から使用する日前3日までの期間内に受け付けております。受付方法については、直接来館もしくは電話等によるいずれかの方法で受け付けております。

2点目の利用者の利便性、施設職員の負担軽減、自治体DXを考慮し、Webサイトによる施設予約システムの導入について申し上げます。

現在、町民体育館や地区センターの多目的ホールの予約につきましては、受付を受理したのものについては紙台帳で管理し、あわせて、山形県自治体DX推進協議会施設予約サービスを活用し、施設の予約状況、空き状況を確認できるようにしております。

施設予約システムを活用すれば利用者の利便性向上や施設職員の負担軽減につながりますが、1人あるいは1団体が占有状態に予約をしてしまうことや本予約のほかに仮予約といった予備日の予約を行い、当日までキャンセルをしないことなど、公平性や平等性における課題も考えられるところであります。

このため、町民体育館では、一度にできる予約は5回までとし、予備日については電話等で随時確認を行い、公平性や平等性を確保しているところであります。施設予約サービスを活用し、空き状況を確認できるようにしておりますが、予約システムの導入につきましては、これらの課題をクリアする必要があると考えております。

次に、河北中央公園の施設整備についてお

答えいたします。

本町の活性化、にぎわいづくりの観点から中央公園をインクルーシブ公園に整備することについて申し上げます。

インクルーシブ公園とは、議員からもご紹介ありましたが、障がいの有無や年齢、性別、国籍など関係なく、みんなが楽しく遊べる公園のことで認識しております。現在の河北中央公園は十分な広さがあり、ジョギングコースやサイクリング、広場など多様なアクティビティーに対応しております。家族連れや運動する方々に幅広くご利用いただいております。家族連れや運動する方々に幅広くご利用いただいております。スポーツ施設や遊具は、年齢や能力にかかわらず楽しんでいただいていると認識しております。また、トイレなどは車椅子の方やベビーカー利用者に配慮した設計で、スロープや園路の舗装等も整備されており、誰でも快適に過ごせる環境が提供できているものと認識しておりますが、より多くの方々にご利用いただけるよう、障がいの有無にかかわらず誰もが楽しめる公園づくりに一層努めていく必要があると存じます。

インクルーシブ遊具の導入については、大規模な改修工事が必要であり、インクルーシブ公園として整備を進めるためには、中長期的な計画と財源の確保が必要です。現在、遊具の安全点検を毎年実施し、更新が必要な場合に遊具の更新等を実施しているところであります。当面、その更新の中でインクルーシブ遊具の導入について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） まずは災害用トイレについては、本定例会の補正予算に計上いただきありがとうございます。万が一の大規模

な災害が発生した場合、避難所の確保や避難者の活力維持、環境変化など様々な課題が生じる可能性はありますが、令和6年に発生した能登半島地震から身近にあるトイレがかなり大きな課題であることが判明しており、本町の高齢者の方も少なくないことから心配しておりました。

さて、小中学校児童生徒数及び公共施設のトイレについて再質問させていただきます。

町長の答弁の中では、河北中学校の状況の説明がございませんでした。河北中学校の利用状況はいかがでしょうか。特に混み合うことがなく、現時点で特に問題はないということでもよろしかったかどうかお伺いいたします。

○丹野貞子議長 「宇野学校教育課長」

○宇野勝学校教育課長 河北中学校のトイレでございますけれども、全部で51基ございます。そのうち33個は洋便器化ということになってございまして、65%の洋式化率でございます。河北中からも特段混み合うというようなお話は伺っていないところでございます。

○丹野貞子議長 「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） 小中学校の児童生徒数……失礼しました。町長の答弁にもありましたけれども、北谷地小学校、溝延小学校は便器自体の数が限られており、大変混み合うところのご答弁がありました。そのことから、児童自体にストレスがかかって、学校の学習や何らかの影響や障害などは発生していない状況でよかったですでしょうか、改めてお伺いいたします。

○丹野貞子議長 「宇野学校教育課長」

○宇野勝学校教育課長 そういった学習まで影響が及んでいるというようなことはないというふうに認識してございます。

○丹野貞子議長 「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） そんなに影響はないということで、心配するほどでもないというこ

とですが、先ほども申し上げましたが、文部科学省の公立学校施設のトイレ状況の調査で洋式トイレの導入率は、本町の小中学校の建築年数が非常に大きく影響していると思うんですが、山形県ないし35市町村中31番目と県内でも導入率が低い状況となっております。

ちなみに導入率が県内の高いところを紹介しますと、戸沢村が100%ということなんですが、ただ、戸沢村については小中一貫の義務教育学校として令和3年度に新しく学校が開校したため導入率が100%と思われます。以下は山辺町、真室川町、最上町、鮭川村、舟形町、東根市と続きます。比較的最上郡の地域の学校の洋式トイレの導入率が高く、ただ、全てが新しい学校ではないとも言えます。

本町の学校で谷地中部小学校、谷地南部小学校は特に問題ないと。河北中学校も先ほどの答弁では特に報告はないということですが、一方、北谷地小学校、溝延小学校は、谷地中部小学校や谷地南部小より児童数が少ない学校であります。混み合うということは洋式形式のトイレが現状足りていないと考えられます。その学校に関する洋式トイレの導入数は適正と考えておりますか、改めてお伺いいたします。

○丹野貞子議長 「宇野学校教育課長」

○宇野勝学校教育課長 混み合うということは必ずしも適正ではないというような認識をございます。学校からの状況聞き取りなども随時させていただいておりますので、今後そういったところは優先的に、現在のトイレを修繕して洋式化などを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○丹野貞子議長 「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） ぜひ優先的に。やはり児童生徒数に限らず、やっぱり今の小学生のうちではもう洋式化が当たり前で、和式なんか見たこともない、使ったこともないという

お子さんも多いようです。やっぱりそのことからぜひやっぱり優先的に、早急に学校の洋式トイレの導入は進めてもらいたいと考えております。

学校の在り方が現在検討されているかと思いますが、将来的に現状の学校施設があり続けるか分からない状況であります。ただ、避難所として指定されていることから多くの方が利用する可能性が高いと思われます。本町は高齢の方が増えてきております。そのような方が多く利用する可能性がある以上、ふだんの使用状況を踏まえた対応も必要かと思えますし、確かにトイレの洋式化については、導入する上でスペースの確保や財源に課題はあるかと考えられますが、やはり導入する効果を考慮した場合、高齢化の方をはじめ利用者の利便性を一番に考慮し、早急に導入することも必要かと考えますが、いかがでしょうか、改めてお考えをお伺いいたします。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 議員のきめ細かなご指摘、どうもありがとうございます。

今ありましたように、児童生徒にとってはベストな学習環境、そして避難場所になった場合に避難者にとってもベストな環境、これを追い求めて、やはり利用状況あるいは想定した場合の状況を鑑みて、やっぱり不便さ、不自由さを排除しなければいけないというふうに思っています。それが、ひいてはいわゆる安心、安全、安定した学習環境であり、避難場所につながっていくんだなというふうに思っているところです。

○丹野貞子議長 「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） 分かりました。ぜひ、やはり環境整備も非常に大事かと考えられますので、早急に優先的に進めていただければと思います。

次に、河北中央公園のトイレで再質問いた

します。

先ほども冒頭申し上げましたが、河北中央公園は本町を代表する公園で、遠足に選定されたり、近隣市町村では禁止されている公園が多いのですが動物と一緒に来園が可能な公園であり、町内外から動物を連れて訪れてくる方が多い公園です。

確かに、町長の答弁の中でもありましたが、建具が不具合で利用できなかったとありますが、そのお手紙を頂いた方は、もう和式でもう腰とか膝に負担がかかってもう使用できないと。要は建具が壊れているからということではなくて、和式だからもう利用できない、使用したくないという思いでの手紙の内容でありました。そのことから、やはりほかに洋式トイレがもっとあって、きれいなものがあれば利用できたと考えられます。やはり特に高齢の方については、トイレが近くにないと遠いところに移動することも非常に大変かと思えます。

なお、河北中央公園には東側と西側に1か所ずつトイレはありますが、多目的トイレを除くと、女性が利用するトイレに限っては、西側は3基あるうち洋式トイレはゼロ基となっております。小学校のトイレと同様、スペース面での課題はありますが、利用者の利便性、本町を代表する公園であることを考慮した場合、多目的トイレは、どちらかといえば車椅子の利用者の方や小さいお子様連れの方が利用するトイレでもあるので、せめて西側への洋式トイレの導入は前向きに検討すべきかと考えられますが、いかがでしょうか、改めて現状のお考えをお伺いいたします。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 中央公園のトイレについてお答えします。

西側のほうのトイレのほうを優先的にということで洋式化したらいいのではないかと、

特に女性ということいろいろお聞きしております。

町長答弁にありましたように、ブースの広さ等も変わりますし、建具のほうも内開きから外開き等に変わるという場合の通路のスペースなどをちょっと鑑みまして検討していきたいと思います。これもなるべくご期待に応えるような形で検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○丹野貞子議長 「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） やっぱりそう、例えばイベントとかある、例えばさっきも同僚議員からモンテディオの話もありましたけれども、例えば大きなイベントとかあると、大体混み合うのが女性用トイレです。やっぱり中央公園は人が多く訪れるという観点からも、男性用トイレよりもまずは女性がお使いいただくトイレを優先的に洋式化を導入することは非常に必要でありますし、やはり一番有利性というか、河北中央公園については、本当にペット同伴で、また遠足にも選ばれて、様々な催物が行われるような公園でありますから、やっぱりそういうことを考えるとやはりどうしても環境整備は必要になってくる。特にトイレなんかはやはりちょっと旧来のままというか、少しちょっと遅れているような感じがしますので、ぜひ洋式化トイレの導入は前向きに検討をよろしくお願ひしたいと思います。

引き続きまして、町内の方がより利用率を高められる施設の予約の仕組みについて再質問いたします。

町長が答弁されました河北町民体育館の利用の一連の流れは、実は私も本町スポーツ協会加盟団体の代表を担っておりますのでよく存じております。ほか地区センターの体育館や屋内運動施設の利用も大まかに把握しております。ただ、利用方法については、各施設とも設置運用が始まって以来変わっていない

というふうにお伺いしております。

確かに河北町民体育館は、町の事業で利用調整が行われた後、スポーツ協会加盟団体が利用について協議を行った後、町内外の方関係なく一般の方が予約できることとなっております。いわゆる先着順であります。

本町内に設置されている河北町民体育館はじめ、ほかセンター体育館は、本当に河北町自体立地が真ん中にあるということ、また、本当に近隣市町村よりも安価な利用料金、また、先ほども申し上げたとおり予約が先着順であることから、特に町外の方から多く利用されていると聞いております。

公平公正の観点から、町内外関係なく広く利用していただくことも大切かと思いますが、先ほども申し上げたとおり、利用するスポーツも多様化して、利用する種別も幅が広がっていると。例えば新体操の練習でも使っている方がおりますし、フットサルなど、昔では考えられないようなスポーツが今もう利用しているという状況になっているかと思っております。そのことから、体育館が運用を開始した当初とは状況は変化しておるとのことと、やはり先ほどの質問にも発言しましたが、河北町というふうに施設名が入っていることから、やはり目に見える形での町内の方、町外の方の利用予約に何らかの違いを設定して、町民の方が容易に施設予約ができるような差別化を図られ、町民の方が納得するようなことも必要なかなというふうに考えております。また、河北町交流館遊戯のことも先ほど申し上げましたが、利用予約についてはもう差別化を図っておる状況です。予約状況、実績を鑑みても、利用者が減少するとは考えにくいこと、非常に利用しやすい体育館であるということから減少しないのではないかと思われませんが、改めて利用予約についての変更をすることについて、前向きな検討できないものか

どうかお伺いいたします。

○丹野貞子議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 町民体育館につきましては、今、議員のおっしゃった内容あるいは町長答弁にあったように、町事業優先にというようなところから、最終的には一般の方、町民体育館に、来年度からの予約であれば3月10日から体育館で受付をして、その後、人がいなくなったらといいますか、その後は電話等でも予約を受け付けるというような状況にしております。特に団体の方の利用について、そうした事前の予約が必要になってくる団体が事前の予約を必要としていますので、そういったところを優先に半年前からということで、団体の大会あるいは活動の周知などもあることからそのような状況になっておりますが、一般の方、特に今日使いたい、明日使いたいという方についても、やはり町民、町外の方、数多くおりますけれども、なかなか空いていけばというところにはなりませんので、そういう個人的な利用についてはその都度確認をしていただいて利用していただきたいというふうには思います。

利用の状況について、県のシステムの中で予約できるかどうか、使えるかどうか確認はできます。これは四十数年ずっと続いているわけですが、やはり一番課題となっているのが、答弁にも町長が申し上げたとおりであります。予約時に2回、3回といいますか、予備日というようなところで多く予約をする団体様等があります。実際には大会等終わってからも予備日のキャンセル等がない、なかったということで、なかなかその日は一般の方の利用もできないような状況になっている状況が散見される場所でもあります。そのたびに、電話等の中でも予備日なのか本当に必要なのかどうかを確認をしながら受付をしているというような状況の中で確認を、これ

は本当に40年前からといいますか、何年前からも同じような状況が続いているというのは、確かに利便性というか、広く皆さんに公平性に平等に使っていただきたいというようなところからやっているところで、これは今後ともいいシステムができればというところはあるんですが、その辺の確認もできるようなシステムができれば取り組んでまいりたいと思いますが、今の現状の中では、今の過去から続いている状況で継続していきたいというところでもあります。

○丹野貞子議長 「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） 私問うているのは、利用予約とか利用の利便性というのは当然重要ですし、最初に質問したとおり、Web予約も本当にこれから徐々にいろんな自治体が採用していただくというふうに予測はされません。当然DX、デジタルトランスフォーメーションと言われている世の中ですので、Web予約が重要になってきて利便性も向上していくと思います。

ただ、やはり河北町民というふうにながっているものであるから、やはり目に見えた形で何か町民の方がやっぱり優遇されるような形でないと、やはりなかなか町民の方はちょっと不満がたまっていくのではないかと思います。実際私のほうもちょっとそういうふうに使われたと。現状、河北町民体育館については非常に利用率が高くて、たしか9月からもう3月までは大体、町の事業とスポーツ協会の事業でほぼ土日が埋まってしまうという状況であるかと思います。それは致し方ないと思います。当然大会や事業、町の事業が優先すべきと私は考えております。ただ、その中でも差別化がある。河北町交流館遊戯のように、町内の方は2か月より前に予約できるよと、町外の方は1か月前からだよというような、何か差別化するような。実際

先ほども申し上げたとおり、寒河江市、山辺だって利用料金に差別化を設けております。大江町だって遊蔵のような利用予約については差別化を図っております。だったら河北町も今のもう40年以上前からの同じ形ではなくて、やはり現状に合わせた形がもうすべきではないかと考えております。

ちょっと話は違いますが、やはり変化の状況に応じたことが大事であって、強いから生き残る、弱いから残らないということではなくて、やっぱり状況の変化に応じて対応していくというのが非常に重要かと思えます。その点から、再度、優遇、優先をつけたような予約の仕組みというのもできないのか、改めてお伺いいたします。

○丹野貞子議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 差別化、優遇というところでは、来年度の利用については3月10日にとり、来館していただくということで町外、県外からはなかなか難しい、町民を優遇した差別化を図った対応というふうに捉えてはおります。

遊蔵については無料であり、そこは特に町民の方に多く使っていただきたいというふうなこともあり、そこは優先的にという1か月の差別化を図っております。

有料の施設については、現状のところでは同様に行っているところであります。ただ、日程的なところで、直接来館することを優先にというところに対応しているところであります。

○丹野貞子議長 「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） ぜひ、やはり、例えばほかの自治体が差別化を図っていなかったらそういったものなのかなというふうに考えますけれども、やっぱりいろいろ調べてみると、そういった差別化を図っている自治体は実際にあるということを考えると、やはりそうい

った町民の方に対する優遇措置というんですか、そういったこともちょっと考える必要があるのかなと思いますので、これは今すぐどうのこうのということではありませんが、ぜひそういったことも、ほかの市町村でも取り入れている、本町についてもそういったことも今後考えていただければと思います。

続きまして、河北中央公園にインクルーシブ公園を整備することについての再質問をいたします。

確かに町長のご答弁にもありまして、財源の確保がまずは大きな課題かなと思えます。

遊具の安全点検、更新が必要な場合、その中でインクルーシブ遊具の導入の検討もぜひお願いはしたいのですが、実は先日、私自身東京都立の砧公園に伺って、現状をその公園の現場の責任者である管理長の川崎様という方にお話をお伺いしてきました。砧公園はもとゴルフ場、都立のゴルフ場ということで、そこを開発して公園にしたということで、非常に広大な土地でありました。その中の一角にインクルーシブ公園ということで、みんなのひろばという名称で導入されております。一応そのときに、導入前は遊具のところにはアスレチック遊具とか大型遊具を設置していたということなんです、まばらだったそうです。東京の世田谷区でも人口が多いところでまばらだったということだったんですが、2020年に導入した後なんです、春から秋にかけては、土日祝日については1日約1,000人ほど来園するようになったと。私2月にお伺いしたんですが、2月の今の冬の時期でも1日500人来園されるよということのお話があって、それに伴う相乗効果が、みんなのひろばが一部と砧公園が全体的なものなので、その公園の来場者も非常に増えたというふうな話をお伺いしました。

それで、実は来場者が増えたことによって、様々なイベントを企画して町の活性化、にぎわいづくりにも一役買っているというふうなお話をお伺いしました。私が行ったときは、何か野鳥観察会という親子連れの30人組の方で何か企画イベントされておりました。やはりそういったことを見てみると、確かに東京都は人口が多いと、もうそもそも人口が全然こちら本町とは違うということもありますが、やはり話を聞いていると非常に効果は絶大なのかなというふうに感じております。

そのことから踏まえて、やはり公園インクルーシブというのは、本町を代表する中央公園にはぜひ必要なんではないかと。これはもう今すぐ、やっぱり最初に冒頭に申し上げたとおり、本当にお金がかかる、財源が必要という課題はありますが、町のにぎわいづくり、活性化の観点からは本当に必要なのではないかと考えますが、改めてご見解をお伺いしたいと思います。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 議員のご指摘については、私も河北町のにぎわいづくり、あるいは町民の方々の様々なスポーツレクリエーション活動ということを考えた場合に、町外からの呼び込みも含めて、今、児童動物園、リニューアル、進めていますけれども、あとどんがホール、そして中央公園、この3つの施設、このラインというのは、大きなそういった意味でいうと、楽しんでいくことはもちろんですけれども、人を呼び込んでいく町の財産だと思っています、強みだと思っています。そういった意味で、トイレの洋式化も含めてですけれども、魅力づくりという観点から、より多くの方に、先ほどもご答弁で申し上げましたけれども、しっかり、一挙にということはないですけれども、あの中央公園、いもこ列車もあります。そして、できるところからと

いうことで、従来のテニスの練習のところをバスケットボールコートとして、ハーフコートとしてオープンにし、しかもこれからはテニスコートも自由に使っていただけるようにする。そういった意味で、中央公園にもより多くの人に親しんでいただける、そういった公園として、これからも時代のニーズに応えられるように、そして、町のまちづくりの戦略的な観点からも中央公園、どんがホールの活用、そして庁舎の前の広場も含めて、動物園の利用も含めて、しっかりそこは町のにぎわいづくりの戦略的な位置づけの下で、中長期的な観点からしっかり位置づけていく必要があるなというふうに思っております。

○丹野貞子議長 「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） 先ほど町長の答弁にもありましたが、河北町児童動物園もリニューアルということで、昨日もメディアに取り上げられて4月27日リニューアルオープンということで、その前にも河北町のひなまつりがあって、ますます河北町に人が来るという状況になってくるかと思えます。動物園も非常に注目されているということもありますし、ぜひ中央公園も、やはりそういった観点から、にぎわいづくり、活性化にはぜひ利用しない手はないというふうに考えております。

本当に河北町の価値って何だろうというふうに、私、常日頃から考えております。やはりそれはほかの市町村にはないものがたくさんあるからです。ただ、それを生かすか殺すかは、やはり町政の考え方、方向性にかかっていると思います。ぜひたくさん来る、それが移住定住につながれば本当にいいことだと思います。ぜひよりよい、今以上に魅力を上げられるような中央公園の整備をぜひ検討いただきたいというお願いをし、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で11番奥山英幸議員の一般質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩します。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時24分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

次に、14番細矢誓子議員の一般質問を行います。

「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） 14番、一般質問をいたします。

私の質問事項は2点ございます。

まず最初に、質問事項1、区域外就学制度を活用して住民票を置いたまま学籍を異動させるデュアルスクール制度を移住定住、人口増対策の施策に取り入れる考えについてお伺いいたします。

自分たちが現在住んでいる町に何とか住み続けるために、全国各地で様々な人口拡大の施策が繰り広げられています。地元のよさをPRの前面に大きく掲げ人口増に取り組んでいます。各自治体はそのよさをどのように発信すれば効果が上がるのかを考え、しのぎを削っています。

各自治体のよさの内容を探してみると、へえーこんなものがとを感じるものや、あまり特別とは思えないものまで千差万別で、絞り込むことが本当に難しいと感じています。

その中で、子育て世代の人たちをターゲットにした方法で、子供たちの学習環境をPRして子育て世代を取り込む方法に注目が集まっています。関係人口の拡大や移住定住を図っていく町にとって、自然豊かな環境は子育て世代への大きなアピールになると考えます。

私は、これまで人口増を図るための施策について令和4年12月定例会と令和5年6月定例会で一般質問をさせていただきました。令和4年12月の定例会では、新しい視点での人

口増の取組として女性をターゲットにした移住対策について、令和5年6月では、若者が集う場所の創設と移住体験住宅のお試し期間の延長について質問をいたしました。

今回は、デュアルスクール制度を活用した移住定住、人口増対策について質問をします。

令和6年12月11日の山形新聞に、「デュアルスクール」初の受け入れ、刺激し合い成長の機会を、という見出しで、デュアルスクール制度を受け入れ、スタートしている高島町の例が掲載されていました。

地方と都市の交流人口や関係人口の増加による地方創生と少子化への対応、子供の豊かな体験機会の提供の視点から、地方と都市の学校を結ぶ環境を創造することによって、地方と都市双方の視点に立った考え方でできる人材を育成するとともに二地域居住や地方移住を促進することができるという考えが語られていました。

町内にある小学校では、現在複式学級という形態を取って学校運営をされている学校が2校あります。少子化の波はこれからますます大きくなっていくと考えられますが、子供たちに学びの楽しさや新しいことへの挑戦を感じてもらうには、新しい仕掛けで、新しい風を送り込まなければなりません。

多様な感性を育むことは新しい仲間と交流することで刺激になり、コミュニケーション能力の向上にも役に立つと考えます。

もう既にデュアルスクール制度を導入している先進地の実態を調べてみると、最初は民間の組織を活用しているようで、実施期間や費用などで様々課題もあるようですが、それをクリアしても実施する価値はあるように考えます。

また、移住定住を考えると、移住を考えている人たちはまず最初にどんなことに着目するのか。移住フェアへの参加や各自治体の

ホームページ検索など様々な方法で情報を得ようとするのではと考えます。そのときに、この制度を実施している自治体のホームページを見て、一度出向いてみようと思える仕掛けづくりが大事だと思います。

この制度を実施している学校に就学している子供たちの声を掲載している記事を拝見しましたが、地元のいろんな人たちや子供たちと触れ合い、郷土の祭りなどにも参加して、第二のふるさとのように思ったという言葉がありました。そういう体験からきっかけをつくり移住を考える、そんな種まきが必要であり、移住施策の一つになると考えます。

そこで、デュアルスクール制度導入について、町長のお考えをお伺いします。

質問要旨1、デュアルスクール制度の認識についてお伺いします。

質問要旨2、本町でデュアルスクール制度を導入するに当たっての課題について伺います。

質問要旨3、デュアルスクール制度を導入するに当たっての教育現場の課題についてお伺いします。

質問要旨4、デュアルスクール制度を移住施策の一つとして導入することについて伺います。

質問事項2、安全・安心なまちづくりのための防犯カメラ設置についてお伺いします。

安全・安心なまちづくりのために、本町では現在様々な施策が実行されていると認識しています。

第8次河北町総合計画の中の第2章、みんなで支え合う安心安全な町、第1節の2、安心して暮らせるコミュニティづくりの中に、「犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、防犯協会などの組織の充実を図り、地域における防犯意識の高揚に努める必要があります。」さらに、「防犯灯の適切かつ計画的

な設置と更新を図る必要があります。」と掲げていますが、防犯カメラ設置については触れられておりません。

令和6年12月16日に北九州市小倉南区のファストフード店内で起きた中学3年生の男女が殺傷された事件や、山形県内でも令和6年9月12日、白鷹郵便局で起きた現金100万円強奪事件、同じ令和6年10月15日、高島町内のローソン高島中央店で起きた現金強奪事件など、郵便局やコンビニエンス設置の防犯カメラの映像や付近を走る車のドライブレコーダーの解析で逮捕につながり、犯人逮捕に大きく貢献したことが報道されています。屋内外を問わず、防犯カメラの重要性がここ数年で大きく増してきているように感じています。

私は、令和2年9月の定例会の一般質問で本町における防犯カメラの設置について質問をいたしました。そのときは、犯罪の未然防止や公共施設の安全性、犯罪の検挙につながり、必要は認識している。カメラの設置の施策には、県の指針に基づいて設置する場所の検討をするとの答弁をいただきました。

今年もうすぐ新学期を迎えますが、この時期になると小中学生をターゲットとした不審者出没や付きまといなどの情報が多く出てくるように感じます。また、高齢者を狙った空き巣事件なども全国的にも多発しており、その事件内容も年々凶悪になってきている現状です。空き巣被害は4割が住人の鍵のかけ忘れで起きていると言われていています。そういう犯罪を未然に防ぐには、私たちは日常生活において、いかに狙われないか（犯罪者のターゲットにされないか）が重要です。自分の身は自分で守る意識を強く持って、被害に遭う前にしっかり防犯対策を各自で講じることも大事だと考えます。

近年、多くの自治体で、防犯や犯罪の事件解決の早期解決のため防犯カメラの設置が進

んでいるようです。自治体内の要所要所に設置されることにより町の安全が担保され、犯罪の抑止力にも大きくつながっていくと思います。

安全・安心なまちづくりの対策として、防犯カメラを小中学生の通学路や防犯上必要とされる場所へ設置することが必要ではないでしょうか。

また、公的な場所の設置のほか、自己防衛として個人宅での防犯カメラ設置にも関心が向けられており、設置のための補助制度なども併せて進めていく必要があると考えます。自治協議会、町内会、商店街などを対象とした補助制度は、全国的にも多くの自治体で既に創設されている一方、個人向けの補助制度が創設されている自治体はまだ少ないようでしたが、近年の凶悪事件の増加で、令和6年度に個人向けの補助制度として東京都や埼玉県、群馬県などで導入されてきています。本町においてもぜひ個人向けの補助制度を取り入れて、安全・安心なまちづくりを進めていただきたいと考えます。

そこで、質問要旨1、第8次河北町総合計画策定の過程で、防犯カメラの設置について議論がされたことがあったかどうか伺います。

質問要旨2、本町での防犯カメラ設置の必要性について伺います。

質問要旨3、個人で設置する防犯カメラを対象とした補助制度創設について伺います。

再質問を保留し、質問を終わります。

○丹野貞子議長 14番細矢誓子議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 14番細矢誓子議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、区域外就学制度を活用して住民票を置いたまま学籍を異動させるデュアルスクール制度を移住定住、人口増対策の施策に取

り入れる考えについてお答えいたします。

1点目のデュアルスクール制度の認識について申し上げます。

デュアルスクールとは、地方と都市の2つの学校の行き来を容易にし、双方で学ぶことができる新しい学校の形のことです。お試しでの移住や二地域居住を検討したい期間の子供の通学の問題を解消し取り組みやすくすることで、保護者の働き方改革、子供への多様な教育環境の提供を行い、最終的には移住者を増やすことを目的に実施されている事業であると認識しております。デュアルスクールは、徳島県にある株式会社あわえの登録商標であることから、多くの自治体があわえと業務委託を締結し事業を行っていることと承知しております。

デュアルスクールの事業の先進地でありま

ず徳島県では、長期間住民票を置いたまま学籍だけを異動して地方または都市部の学校へ通う区域外就学制度を利用し事業を実施しております。

令和5年度から事業を実施している高島町では、全国初の取組として、元の学校に学籍を残したまま、短期間地方または都市部の学校へ通う体験入学型によりデュアルスクールを実施しております。受入れ期間は2週間までとし、区域外就学の申請を行わず、町内の学校に通った出席日数も在籍校の出席日数として認めることができるよう教育委員会間で調整し、保護者や現在通っている学校と受入れ先の学校の手続の負担軽減を図り、より気軽にデュアルスクールを利用できる仕組みとなっているようであります。

滞在期間中、保護者はリモートワークなどをしながら地域行事への参加、就農体験など過ごし方は様々のようであります。子供たちは地方での生活を体験することによる多様な価値観の醸成、保護者は新たな働き方やライ

フスタイルの実現、お試し移住や二地域居住の実践を行うことができ、受入れ側の自治体では関係人口の増加による地域活性化や移住促進が図られるよいきっかけになる制度であると思われま

す。2点目の本町でデュアルスクール制度を導入するに当たっての課題について申し上げます。

デュアルスクール制度導入に当たっての課題といたしましては、制度を活用して河北町に滞在を希望する方の募集とマッチング、受入れを行う学校や滞在先の選定と調整、保護者の働き方によっては就農体験など、滞在中の体験プログラムの調整などが必要であり、これが課題であると考えております。

3点目のデュアルスクール制度を導入するに当たっての教育現場の課題について申し上げます。

高島町では、体験入学型で実施しており、住民票や学籍の異動が不要となり、保護者や現在通っている学校、高島町の学校の負担軽減を図った取組にしていると聞いております。議員のおっしゃるように、小規模の学校で受け入れることによって多様な感性を育んだり、新しい仲間と交流したりすることは、お互いの刺激になる効果が期待されます。また、地方と都市の違いを知る機会を創出したり、本町のよさを再発見したりする機会となることが考えられます。

一方、教育現場の課題として、受入先の学校と保護者との学校生活に関する共通理解、現在通っている学校と受入先の学校の学習進捗の状況や内容の確認、教科用図書の確認や準備、学校給食のアレルギー対応などが挙げられます。また、実際に指導する教職員としては、児童理解や学習状況の把握が当然必要となり、その状況を踏まえて、現在、学校で学んでいる児童との授業づくりや交流活動づ

くりを検討することが挙げられます。主に学級担任が引き受ける業務として新たに加わることになれば、サポート体制をどのようにつくっていくかが課題として挙げられます。

4点目のデュアルスクール制度を移住施策の一つとして導入することについて申し上げます。

リモートワークやワーケーションの普及を背景に、地方移住や二拠点での生活を検討する家庭にとって子供の通学の問題がネックとなっている場合もあるため、デュアルスクール制度の導入は、新たなライフスタイルを実現するための手法の一つと考えられます。地方と都市の交流人口や関係人口の拡大、子供の豊かな体験機会の提供から、家族一緒に地方と都市を行き来する際の子供の教育環境を整えることによって、地方と都市双方の視点に立った考え方でできる人材を育成するとともに、二地域居住や移住の促進が図られることが期待されます。

まずは先ほど申し上げましたような課題を整理しながら、現在町が行っている移住施策の中でどのような形で実施できるのか検討してまいります。

次に、安全・安心なまちづくりのための防犯カメラの設置についてお答えいたします。

1点目の第8次河北町総合計画策定の過程で、防犯カメラの設置について議論がなされたことがあったのか、この点について申し上げます。

平成31年4月に本格的な作業を開始いたしました第8次河北町総合計画につきましては、令和2年の議会9月定例会で基本構想が、また同年12月定例会で基本計画がそれぞれ議決されるまでの間、役場の各係から選出された町の職員による主任会や有識者から成る町民会議を設置し、都市整備、健康福祉、産業・教育・文化、互助共助のまちづくり、この4

部会に分かれて、それぞれ4回ずつ計32回の会議が開催されております。また、各課局長で構成された幹事会は9回開催されております。当時、防犯に関することは互助共助のまちづくり部会が担当する分野の一つでありましたが、他の部会等を含めて、防犯カメラの設置についての議論はなかったところであります。

2点目の本町での防犯カメラ設置の必要性について申し上げます。

防犯カメラの設置につきましては、令和2年9月の定例会の一般質問において、設置すべき場所の検討を進めながら取り組んでまいりたいと答弁いたしております。

その後、令和4年10月に中間見直しを行った地域安全推進基本計画では、プライバシー保護に配慮しながら、犯罪抑止力の向上を期待できる防犯カメラの適正な設置を検討するとしており、直近では、先日までパブリックコメントを実施しておりました第3期子ども・子育て支援事業計画案の中でも、子供のための犯罪等被害防止活動推進事業として、防犯カメラの設置を検討する旨を明記しているところであります。

防犯カメラの具体的な設置場所につきましては、河北中央公園のほか、比較的人通りの多い場所または不審者の目撃情報があった場所などを抽出し、あわせて、寒河江警察署生活安全課とも協議を継続している状況であります。山形県では、防犯カメラの管理及び運用に関する指針を策定しております。町におきましても防犯カメラの管理及び運用について検討を進めるとともに、設置場所についても順次検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目の個人で設置する防犯カメラを対象とした補助制度創設について申し上げます。

近年、関東地方を中心に、いわゆる闇バイ

トで集められた犯罪者が個人宅をターゲットにして空き巣や強盗を働くという事件が多く報道されており、東京都では、令和7年度から家庭用防犯カメラへの設置補助を予定しているようでございます。東京都周辺の県におきましても、市町村単位で補助制度を創設する自治体が出てきていることは承知しております。

県内における侵入窃盗の刑法犯認知件数については、ここ十数年の推移を見ますと、凸凹はございますが、総じてやや減少傾向にございますが、実効ある対策について警察との意見交換を行いながら研究してまいります。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

議長から申し上げます。

一般質問の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

14番細矢誓子議員の一般質問を続けます。

再質問に入ります。

「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは再質問をいたします。

まず、デュアルスクールのほうから再質問をいたします。

旅行等で本町を訪ねてこの町を知っていただくことは、関係人口になっていただくとても有効な方法だと考えますが、それは、移住につなげるには町に滞在する時間をもっと長くすることが重要だと考えます。このデュアルスクール制度は、この点では移住につなげるとても有効な方法だと私は思っております。生産世代が移住先を決める3大要素は何かということですが、第1位は雇用、第2は教育、

第3は医療だと言われています。移住を考えると、やはり子供たちはこの町になじむだろうかとか、保護者の方はとても気になることだと思いますが、子供と一緒に数日間生活をしてこの町を知る、そういう機会をつくるには、この制度はとてもいいことだと考えております。

ご答弁の中で、受入れ側の自治体では関係人口の増加による地域活性化や移住促進が図られるよいきっかけとなる制度だとお答えをいただきました。また、制度導入する課題もいただきましたが、既に導入されている自治体では、民間企業のノウハウをしっかりと活用され、あわせさんと業務委託を組んで、様々なケースに対応して問題を解決して実行されていると聞き及んでおります。

町長がこの制度を本町流にアレンジして、本町にふさわしい形で移住施策に導入していかれる、そういうことをお決めになることだと私は考えておりますけれども、どのように町長はお考えでしょうか。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 先ほどの答弁の中で、この制度につきましても、1つは、地方と都市両方の視点に立った多様な人材、そういった教育的な視点ということを1つ挙げるとともに、もう一つは、移住ということもありますけれども、今私がそういう意味からいうと、教育的視点もあるかとは思いますが、私の立場で申し上げれば、移住、その前段として、前段でもないですかね、今これから大きく施策が進められようとしている二地域拠点の推進、2つの住所、拠点を置きながら働き方なり、あるいは暮らし方というものを考えていくということでもあります。そういう視点から見て、この二地域拠点というものがどういうふうに今後、もう今も既に先行している部分はありますけれども、国の政策に連動して、どうい

った形で大きな効果を発揮する実効ある施策として定着していけるかということは見極めなきゃならないと思いますけれども、本県の中でということ考えると、やっぱり本県の中においては河北町、飛行機を使えば1日で往復できる。そして、また県内における立地としては、二地域拠点については可能性、ポテンシャルはある地域かなというふうに思っております。

したがって、すぐに取り入れるということについては、教育現場の課題も含めて考えていかなきゃならないと思いますけれども、移住あるいは関係人口の創出、そういうことからいうと、その中間にある、これから政策的に強化されようとしている二地域拠点、この観点から、その受皿としてやはり進むということであると、1つはやっぱり住まい、住む側から見れば。あともう一つはなりわい、こちにいるときの働き方ですよね。あとコミュニティ。そしてこのコミュニティの中には、ご家族も含めて来るということになれば学校、子育ても入ってくると思います。そういった環境として、住まい、なりわい、コミュニティ、この3つの要素の中にどうアプローチできるかということの研究課題として据えて考えていく必要があるかなというふうに考えております。

○丹野貞子議長 「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） やはりすぐ移住、移住といっても、やはりある程度段階的な進み方がやはり必要かなと思いますので、今、町長が答弁されました方向づけというのは、とてもやはりそうなんだなというふうに私も納得いたしました。

もう一点ですけれども、様々なデュアルスクール制度を実現するには、やはり教育現場での課題についてというのがとても大きな課題点になっているなというふうに答弁の中から

受け取りました。私も答弁された内容については、当初から考えていたことだと私は思っております。

既に全国的にも多くの自治体でこの制度を実施されており、県内でも高島町はじめ、酒田市、村山市、西川町。西川町では幼稚園児をお受けしているというふう聞いております。また、東北6県では、宮城県は8市5町、秋田県は4市1町、福島県は3市4町1村、青森県は2市1町1村というところでもう既に実施されております。

デュアルスクール制度の先進地の徳島県では、今度は先生方のいろんな負担についての課題について、この制度のためにデュアルスクール派遣講師という制度を設けて教育現場の負担軽減につなげているというふう聞いております。やはり全国的にも様々な利点、この制度を取り入れた利点がたくさんあるということをご理解いただいて広がりを見せている制度でありますので、教育現場の課題についてもまた全国的な動きで、この改善策に向けた負担軽減の問題なんかは全国的なこととして取り上げていかななくちゃいけないことだなと考えておりますけれども、これらの先進地の事例を参考にされて、河北町で今度これを取り入れていくというふうな方向になったときの教育長としてのお考えはどのようなものかをお聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 デュアルスクールということで、私もその効果、あと今、議員が指摘なさっている効果なんかも聞いて、なるほどなというふうに思っています。

それで、田舎を持っていない子供が田舎生活を経験して、いわゆる二地域の体験活動を通してこれから生きる上で大変勉強になったと。あと全く知らないところでいわゆる学習するわけで、お友達ができたり、あるいは感

性豊かな経験ができたり、そういったことで大変効用はあると私は思っています。

ただ、先ほど町長の答弁にもありましたように、様々な町としての課題、それから教育現場での課題が挙げられました。仮に河北町に魅力を感じて、いわゆる二地域の生活の拠点として選択肢の一つとして体験するというような例が出てきた場合には、やはり先ほどの課題を整理しながら、教育委員会としてどのようなことができるか、それを整理して検討してまいりたいなというふうに思っているところです。

○丹野貞子議長 「14番細矢誓子議員」

○14番(細矢誓子議員) やはり一番大きいのは、やはり都市の学校とこちらの学校の学力のいろんな隔たりみたいなのがやはり否めないなと思いますけれども、でも、考えてみれば、都会のほうから転校なされたりするお子様も結構いらっしゃると思いますので、そういうノウハウというのは教育委員会のあたりではもう既にしっかりと確認されておることですので、やはりそんなに難しい問題ではないなど。その例によって、場合場合によってはとても深いものがあると思いますけれども、やはりこれを実現していくには、そんなに大きな障害というのはやはりあるのかなと、素人の考えでは思うんです。ですので、やはりまだまだ新しくこれを取り入れるという場合は、それなりの準備とか、いろんな研究があると思いますので、やはりすばらしい制度だと私は認識しておりますので、ぜひこういう機会ですので、これを移住定住策に取り入れて、学校側と行政側が一緒になって、この制度をうまく河北町流にアレンジされて、その施策に反映されていくという方向をぜひともお願いしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、防犯カメラのほうの再質問に入

らせていただきます。

第8次河北町総合計画策定時には、防犯カメラ設置の議論はなされなかったとの答弁でございました。

ちょうど本年度は第8次計画の見直し時期に当たっておりますので、ぜひこの防犯カメラの論議、多分5年前とはいろんな形で防犯カメラに対する様々な考え方も違ってきていると思いますので、しっかり要点を捉えられて議論を進めていっていただきたいと思えますけれども、そちらのお考えをお聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 お答えさしあげたいと思います。

答弁にもございましたように、8次総合計画スタート時には防犯カメラに関する記述はございませんでしたが、議員おっしゃるように、状況変わっておりますので、今回の見直しを機に、いろいろな分野においてかとは思いますが、防犯カメラにつきましてもしっかりと念頭に置いて見直し等向き合いたいというふうに考えます。

○丹野貞子議長 「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） ありがとうございます。しっかり議論を聞かせていただきたいと思えます。

それでは、現在本町が管理している、設置している防犯カメラの台数とその管理状況、どのようになっているのか、把握されていることでよろしいです。よろしくお願ひします。特にどんがホールとか、サハトベに花などの状況、あとは地区センターなどの防犯カメラの管理状況などはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 施設におけるカメラの設置状況ということで、まず統括的なこ

とでありましたら私のほうからお答えしたいと思って手を挙げさせていただきました。

まず、施設に対するカメラの設置状況としましては、施設の数で申し上げますと11の施設がございます。11の施設に対しまして防犯カメラが64台設置されているという現状であります。この中には、直近で申し上げますと、児童動物園の仮称ふれあい施設、こちらのほうにも設置をされているということでご報告を申し上げたいというふうに思います。

また、なお参考までに、町で設置しているというふうなことでただいまご質問いただいたと思うんですが、ちょっと細かい話なんですけれども、設置者が施設の指定管理者が設置しているというところもございますので併せてご報告申し上げたいと思います。

管理状況ということですが、それぞれの所管のほうで適切な管理を行っているという部分ではあると思えますが、1つは、いわゆる機器の維持管理という部分で申し上げますと、当然経年劣化などは避けられませんので、適宜修繕などをそれぞれ施しているかと思えますし、また、データの管理という部分でありましたら、指針に基づいて適切な管理をしているということになるかと思えます。

私からは以上です。

○丹野貞子議長 「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） そうしますと、施設ごとに管理をやっているということでしょうか、その施設、例えばどんがホールはその施設を管理している部署で管理なさっているということでしょうか、その辺の具体的な状況というのは分かるのでしょうか。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 私のほうからは、どんがホールについての防犯カメラの設置状況について答弁させていただきたいと思えます。

どんがホールにおかれましては、建物内に4か所設置させていただいております。それから建物の外、いわゆる外観には3か所設置させていただいております。管理については指定管理者のほうで行っております。

なお、修繕等に関しては担当課の商工観光課で行うこととなっております。

○丹野貞子議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 地区センターとか、サハトベに花というようなこともありましたので、まず地区センターにおいて防犯カメラ、防犯上のカメラという設置はしてございません。

サハトベに花等においても、防犯というよりも安全面という中で、施設の中の管理をする上でカメラの設置ということで、内部の利用者の安全性というようなところが一番重要視しているところでの設置しているところがあります。

あわせて、市民体育館などについても、各アリーナとか、施設の中の内部の状況について設置をしているというふうなところでございます。

○丹野貞子議長 「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） 何かちょっと今聞きますと、設置されている、例えばどんがホールは指定管理者の方がしていらっしゃることですけれども、その耐用年数とかそういうのをきちんと把握されているんでしょうか。その辺のところを、これは向こうに行って聞けばいいんでしょうけれども。私は、ここにあったとしても、それがちゃんと必要なときに稼働しているかということが一番大事だと思うんです、こういういろんな設備の面では。だから、そういう管理体制、例えばこれが防犯カメラなんかは何年ごとに更新があるよみたいなのが多分明記されていると思いますので、そういう管理がしっかりなされているか

どうかという指導も、やっぱり各所管の部署の方がしっかり管理されるということが必要なことではないかと思えますけれども、その辺のところの考えはどうでしょうか。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 防犯カメラの維持管理についてというご質問でございますが、防犯カメラ、一般的には耐用年数約6年というふうなことが言われております。これはあくまでも機器によっては耐用年数は異なってくるかと思えます。それ以上にももちろんもつ場合もございます。そうしたことを踏まえまして、指定管理者のほうでは、その機器の管理についても行っていただいているということでございます。

なお、いろんな事案があった際には、指定管理者の許可を得た上でその防犯カメラの映像状況を提供するというような形でお願いしておるところであります。

○丹野貞子議長 「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） やはりしっかりと、そういう管理に関してはしっかりと責任を持って指導なりなんなりをしていただきたいと思います。やはり必要なときに必要なそういう安全性が保たれる機器というのは、しっかりした管理の下で稼働することが一番大事だと考えております。例えば小学生の下校時での地区の皆様の自治活動、見守り隊が実行されている地区もあります、河北町では。でも、防犯カメラは、雨の日でも風の日でも夜間でもしっかりと私たちの身を守ってくださいます。やはり防犯カメラの管理運用、設置場所については、順次検討するという答弁の中で述べられておりましたが、やはり様々な事件はいつ起こるか分かりません。今起こるかもしれません。特に小中学生の通学路や公園等、交通量の激しい交差点、私はこれが一番大切なことだと思っておりますけれども、道路上での、

公道での街灯等についている防犯灯などには、特にこれは本当にいろんな事件の解決につながっているということが報道されておりますので、道路の街灯等につける防犯灯というのもぜひ今回考えていただきたいと思っております。

先日、ちょっといろんな打合せで寒河江警察署の人ともお話を伺いましたけれども、朝日町では国道287号線上に防犯カメラが1台ついていてというお話をしまして、今年度も上郷地区にもう一台つける予定だというお話をなされておりました。寒河江市では、もう既に駅の駐輪場などには防犯カメラがついているというお話を受けたので、やはり町の皆さんの安全を守るという意味では、この防犯カメラの設置というのは私は本当に大切なことだと思っております。

それで、結構防犯カメラというのは、いろんな施設なんかの表に向いてついているのは多いんですけども、やはり街灯についているところが少ないので、先ほどの繰り返しになりますけれども、そこらへの設置のことを私は本当にお願ひしたいなと思っております。今回そこを重点的にお話をさせていただきたいなと思っております。そういうことに関してどのようにお考えでしょうか。

○丹野貞子議長 「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 議員、先ほどからおっしゃっていただいておりますように、本町におきましては、いわゆる道路の交差点であったり、公園であったり、いわゆる町なかといいますか、街角防犯カメラというんでしょうか、そういったものは設置してございません。いずれも施設に属するカメラのみであります。

今後につきましては、町長答弁の繰り返しになりますけれども、防犯カメラの管理運用について検討を進めるとともに、設置場所に

についても順次検討を進めてまいるということでございます。

○丹野貞子議長 「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） よろしくお願ひいたします。

やはり防犯カメラ、今盛んに叫ばれておりますので、何か防犯カメラつければ安全だというふうに思われる方も多いんですけども、そんなことはないんです。やはり皆さん一人一人の防犯の意識が高くなるような、そういうことも大変必要なことだと思っております。

今は各公道とか公共の施設なんかについてお話をさせていただきましたけれども、私は各個人での設置に関しても質問、本文中でも述べましたが、様々な事件が本当にごく近辺で起きているという現状をしっかりと把握していただきたいと思っております。大変闇バイト云々等の空き巣狙い何とかというのは、関東とかそういうところで起きがちに思われますけれども、いや、そんなことはないんです。もう隣のご家族がそういう被害に遭われるという可能性も本当に多いこの頃でございますので、やはり安心して独り暮らしの人たちが生活できる、高齢者の方が独り暮らしの方も大変多くなっておりますので、皆さんが安心して暮らすためには防犯カメラを個人宅に設置する。防犯カメラは設置するだけで防犯効果があります。事件の抑止力になるという考えが今とても叫ばれております。ぜひ設置のための補助制度を一日も早く創設していただいて、町民の皆様の安心で暮らしていける環境をつくっていただきたい。そういうことが町のやはり自慢の一つ、他の町村との差別化を図るには、河北町はとても安全に守られている町よというような、そういうものがつくり上げていくというのも一つのこの町のまちづくりには大切なキーワードだと思っておりますので、そのような考えがおりか

どうかちょっとお聞きをしておきます。

○丹野貞子議長 「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 もちろん闇バイトによる犯罪行為などは、特に首都圏を中心に関東圏などで起きているのは報道のとおりで、ただ、これは決して都会だけの問題ではないというのは議員おっしゃるとおりかと思えます。それぞれの防犯意識を高めていかなければならないという部分は確かに思うところがあります。

○丹野貞子議長 「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） やはり前にも本文中にも言いましたけれども、やっぱり自分の身は自分で守るというやっぱり意識づけ、あとは防犯に対する教育とか、そういう周知なんかも町としては力を入れて進めていっていただきたいなと思っているところですので、よろしくお願ひしまして、私の質問をこれで終わりとします。ありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で14番細矢誓子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

休 憩 午後1時24分

再 開 午後1時26分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

次に、2番漆山光春議員の一般質問を行います。

「2番漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） それでは、一般質問を行います。

質問事項の1は、教職員の働き方改革の取組についてお伺ひします。

少子化・人口減少、急速な技術革新、グローバル化等の地球規模の課題など将来の予測が困難な社会の中で、子供たちが抱える課題も複雑化・困難化しているとともに、グローバル人材の育成やGIGAスクール構想の進展など、学校を取り巻く環境は大きく変化を

しております。

そうした中で、子供たちが予想困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成者として参加できるよう、多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力を習得するとともに学校も改善・充実が求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式に基づいた教育活動や学びの保障等、教員が多岐にわたる新たな課題に対応を求められ、業務等が増大しています。

一方で、全校種の時間外在校時間が減少傾向にあるものの、ある一定の割合で長時間勤務をしている実態があり、心身の負担の増加や子供と向き合う時間の減少はもとより、教育活動の質の低下や教職そのものへの魅力の低下など、様々な課題の蓄積が懸念されています。

そのため、これまで学校で果たしてきた役割を踏まえつつ、教職員の業務の質的縮減を図るとともに、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高めるための研修の時間を確保できるよう環境を整備するなど、学校における働き方改革を加速的に進めていく必要があります。

重要なことは、教職員一人一人の問題に決してとどめることなく、学校と教育委員会事務局が両輪となり、そして、何より家庭や地域等で含めた全ての学校関係者がこの課題解決の重要性や目指すべき理念を共有しながら、働き方改革に取り組むことだと思います。

そこで、本町の学校現場の状況からお伺ひします。

質問要旨の1つ目です。令和5年3月に示された山形県公立学校における働き方改革プラン第2期では、令和7年度末までに時間外在校時間の平均時間が45時間を超える教員ゼロ人を目指しています。本町の勤務実態と勤

務時間を管理する体制及び教職員の配置状況として、学校が必要とする人員に対して不足がないかお伺いします。

質問要旨の2つ目です。長時間労働になっている現在の学校現場の働き方改革を行うには、一人一人の業務量の縮減が重要と考えます。本町における業務縮減への具体的な取組及び効果についてお伺いします。

質問要旨の3つ目です。働き方改革に関する教職員のニーズや意見を教育委員会が把握することは、実態に基づいた総業務量の縮減や教職員の健康を意識した働き方を進めていく上で重要です。教職員のニーズや意見の把握についてお伺いします。

質問要旨の4つ目です。働き方改革を進める必要性を地域やPTAに周知し、協力を求めていくことについてお伺いします。また、既に地域やPTAに協力を得ている業務等について伺います。

質問事項の2は、高齢者の難聴対策と庁舎窓口への「軟骨伝導イヤホン」の導入についてお伺いします。

人生100年時代、元気なうちから生活習慣の改善やフレイル予防活動を実践し、介護を予防することは大変重要です。フレイルの一つとして、ヒアリングフレイルがあります。ヒアリングフレイルとは、聴覚機能の低下による身体の衰えの一つを示し、聴覚機能の衰え、つまり難聴を意味するとともに、難聴によって周囲の関わり合いが大きく変化し、フレイルに陥ってしまったり、フレイル傾向になってしまうことを含んでいます。

周囲に聴覚機能の低下が認知症診断結果の過小評価につながる可能性などを分かりやすく伝えるために、2018年に東京大学名誉教授・一般社団法人高齢社会共創センターのセンター長である秋山弘子先生の協力の下、聴脳科学総合研究所の中石所長により示された

新しい概念です。難聴対策の検診・早期発見について、成人期は職域における定期健診等があります。学齢期は学校検診診断があります。新生児については新生児聴覚検査の体制が進んでまいりました。しかし、高齢者の聴力検査というものはありません。

こうした中、山形市では令和4年12月よりフレイルの新たな取組としてヒアリングフレイル対策を開始し、聞こえが認知症やフレイルに与える影響を周知することを目的に、高齢者の聞こえに関する普及啓発や難聴の予防、リーフレットの作成、配付を行っています。また、アプリを活用し、語音聴力チェックによるスクリーニングも実施しています。語音聴取率60%未満の方は医師会と連携して耳鼻咽喉科を案内する取組を行っています。

質問要旨の1つ目として、高齢化が進む本町においても、加齢性難聴の早期発見のため、介護予防教室やいきいきサロン等でヒアリングフレイルチェックを行い、加齢性難聴の早期発見・早期対応と普及啓発に取り組むについてお伺いします。

また、補聴器購入については平均価格が片耳15万円と高額のため、低所得の年金高齢者にとってなかなか購入できない金額です。難聴の方が社会で活躍、働いていくときに補聴器は必要となります。聞こえる人、聞こえない人同士がコミュニケーションを取りやすい環境にするため、社会全体で支える仕組みとして公費助成を行う社会的意義があるのではないのでしょうか。

質問要旨の2つ目として、難聴により生活に支障が生じている高齢者への補聴器購入に係る費用の一部助成について、町の見解についてお伺いします。

次に、質問要旨の3つ目として、耳が聞こえにくい高齢者と円滑にコミュニケーションが取れるようにするため、庁舎窓口で軟骨伝

導イヤホンを設置することについてお伺いします。

人が音を聞く経路は、これまで空気を通じて聞こえる気導と骨を振動させていく骨伝導の2つしか知られていませんでした。しかし、奈良県立医科大学の細井学長が、2004年に第三の聴覚経路である軟骨伝導を世界で初めて発見しました。利点として、窓口では不特定多数の人が利用するため、軟骨伝導イヤホンは、イヤホン部分には穴や凹凸がないため消毒しやすく清潔に使うことができます。そして、附属の集音器を通じて職員の声を拾い、相談者にはっきりと聞こえます。

軟骨伝導を応用したイヤホンを相談窓口を設置する自治体や金融機関、病院などが増えており、利用者からは、音漏れが少なく、小声でもはっきり聞こえる、大声で話す必要がなく、個人情報や相談内容が漏れにくいと喜ばれています。プライバシー保護の観点や窓口業務の効率のために導入する自治体もあります。

高齢者の難聴をサポートする観点からも庁舎窓口への設置を検討すべきと考えますが、町の見解を伺います。

再質問を留保し、質問を終わります。

○丹野貞子議長 2番漆山光春議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 2番漆山光春議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、教職員の働き方改革の取組についてお答えいたします。

1点目の本町の勤務実態と勤務時間を管理する体制及び教員の配置状況として学校が必要とする人員に対して不足はないか、この点について申し上げます。

令和5年3月に示された山形県公立学校における働き方改革プラン（第2期）で示され

た目標に対して、本町においても県で示す方針に準じて取組を行っております。令和5年度の山形県の年間月平均時間外在校等時間は、小学校においては34時間21分、中学校においては42時間20分となっております。

本町の小学校においては28時間54分で、県と比較しマイナス5時間27分、中学校においては47時間28分でプラス5時間8分でした。年間月平均45時間を超える教員については、小学校では調査委対象86名に対し7名、8.1%、中学校では調査委対象31名に対し19名、61.3%となっております。中学校において時間外の勤務が多い状況となっております。令和6年度上期、4月から9月でございますけれども、上期においては、県平均小学校33時間46分、中学校41時間46分と、前年度上期より2時間から3時間弱減となっております。本町においては、小学校30時間5分で前年度上期より29分の減、中学校では49時間25分で前年度上期より2時間9分の減となっております。年度が進むにつれて時間外の勤務時間が減ってきている状況です。

時間外の主な業務としまして、小学校では授業の準備が最も多く、次いで学校を運営するための業務、具体的には授業研究や研修、生活、保健、給食指導などの校務分掌が多い状況です。中学校においては、部活動指導、校務分掌、授業の準備とほぼ同じ割合でございました。勤務時間を管理する体制としては、県教育委員会で実施する調査を活用し勤務時間の管理を行い、月ごとに教職員一人一人の時間外の勤務状況を把握しております。また、令和5年7月に河北町教育職員の業務量の適切な管理に関する規則を定め、本人からの勤務時間の申告だけでなく、指紋認証のICT機器によって客観的に把握したり、勤務時間が多くなっている教職員の状況について管理職に確認を求めたりするなどの取組を行って

おります。

教職員の配置状況といたしましては、中学校において1名の代替者が未配置ではありませんが、各学校の教職員定数どおりに配置されている状況です。

2点目の本町における業務縮減への具体的な取組及び効果について申し上げます。

国の中央教育審議会では、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方において、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務、この3つが示されています。その考え方を受け、本町の代表的な取組とその効果をご紹介申し上げますと、1つ目の学校以外が担うべき業務といたしまして、登下校に関する見守り、学校給食費、学校徴収金の振込み、地域コーディネーターによる地域学習の支援がございます。それにより学校と地域の連携が生まれるとともに、外部とのつながりを生み出し、授業の質の向上が図られております。

2つ目の学校の業務だが必ずしも教師が行う必要のない業務、これにつきましては、代表的なものとして、中学校に部活動指導員を配置しております。国の補助事業となっておりますが、年間210時間の任用を行い、顧問の代わりに指導を担う役割を担っております。その結果、210時間の時間が顧問から軽減されております。

3つ目、教師の業務であるが負担軽減が可能な業務につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の配置がございます。児童生徒や保護者の困り感を心理、福祉の視点から対応、助言いただき、指導に生かすことができます。そのほか、担任業務を軽減する教員業務支援員や専門家の配置などによって安定した学校経

営につなげ、時間外勤務の時間や心理的な負担を軽減しております。

3点目の教職員のニーズ、意見の把握についてお答えいたします。

本町では、県が行った働き方改革の取組の一つである学校の働き方改革取組状況調査を活用し、各学校の取組状況について把握しているところであります。年9回の校長会において定期的な各学校の状況について把握し、必要に応じて対応しております。これまで、働き方改革の取組として、校務支援ソフト、今年度からは連絡網システムさくら連絡網を導入し、校務のスリム化に向けて整理を行ってまいりました。さくら連絡網では、朝の家庭からの欠席の連絡やお便りの電子化により、朝の児童生徒との時間を共有することができたり、印刷にかかる時間が減ったり、確実に保護者にお便りが配付されるなど大きな効果を上げております。

4点目の働き方改革を進める必要性や地域やPTAに対し協力を求めていること、また、既に地域やPTAに協力を得ている業務等について申し上げます。

学校の働き方改革の地域住民やPTAへの周知は、地域とともにある学校づくりの推進にとって非常に大切な視点でございます。学校だけの改革でなく、学校の置かれている状況を教員だけでなく地域全体で理解し、今の河北町の子供の実態から、つけなければならぬ資質能力を地域、保護者も一緒になって把握し、子供たちの成長を共に実感できるものでなくてはなりません。

各学校においては、PTAの諸会議、学校運営協議会で議題として、今ある学校の現状を説明し、その趣旨を踏まえたこれからの学校教育活動の周知、理解を求めています。現在、地域やPTAにご協力いただいていることとしては、運動会やスキー教室等での協

力、校外学習、授業等での子供たちへの支援や下校指導などが挙げられます。今後その範囲を広げられるよう検討しているところであります。

次に、高齢者の難聴対策と庁舎窓口への「軟骨伝導イヤホン」の導入についてお答えいたします。

1点目の加齢性難聴の早期発見・早期対応と普及活動への取組について申し上げます。

加齢性難聴は、加齢に伴う聴覚機能の低下により高い周波数の音が聞こえにくくなる状態であり、年齢とともに緩やかに進行する特徴があります。言葉の聞き取りに支障が出ることで周囲との円滑なコミュニケーションが阻害され、社会的孤立や心理的ストレスを引き起こすことが懸念されております。ヒアリングフレイルは、このような聴覚機能の低下に起因する様々な問題を含め、身体の衰えであるフレイルの一つとされております。

現時点では加齢性難聴を回復させる方法はないとされておりますが、早期に発見し、適切な対応を行うことで聞こえにくさを軽減させ、日々の生活を活動的なものにできる可能性がございます。周囲とのコミュニケーションを活発に取り、生き生きと生活することは身体的な面のみならず、精神的な面においても有効であり、要介護状態になるリスクを軽減させるためにも重要なことであると考えております。

議員よりご提示いただきました山形市のヒアリングフレイル対策は、早期発見、早期対応により聞こえの状態の改善、社会活動への参加促進を図ることで高齢者の社会的孤立を防ぎ、介護予防や認知症予防、ひいては健康寿命の延伸につながることを目的として実施されております。介護予防教室において普及啓発を行い、スマートフォンのアプリを活用した簡易スクリーニングを実施してもらうこ

とで早期発見につなげているようでございます。

自らの聞こえの状態を認識することで専門医の受診につながり、適切な対応に向けて進めていくことができるため、有効な対策であると存じます。そのほか、簡単なアンケートに答えるだけで、加齢性難聴を自己チェックできるセルフチェックシートが厚生労働省や関係機関より出されております。このようなセルフチェックシートの活用と併せ、医療機関を受診するきっかけづくりから取り組んでまいりたいと考えております。

また、本町でも健康寿命の延伸を目的とした介護予防普及啓発事業を実施しております。65歳以上の高齢者の方向けに介護予防につながる様々な教室を実施しております。毎回、介護予防に意欲的な多くの高齢者の方々にご参加いただいておりますので、その中で、スマートフォンのアプリを活用して行う簡易スクリーニングとセルフチェックシートの活用を周知し、自らの聞こえの状態への気づきと対応について考えていただく機会をつくっていきたいと考えております。教室に参加された方から周囲の方への話題としてさらに提供していただくことにより、多くの方にヒアリングフレイルについて知っていただき、聞こえにくさの軽減につなげていくことができると考えております。

2点目の高齢者向け補聴器購入費用の一部助成について申し上げます。

県内35市町村のうち6市町で実施しており、助成額は自治体によって異なりますが、おおむね購入費用の2分の1で2万円から4万円を上限として助成しているケースが多い状況でございます。

現在、国においては、高齢者の補聴器利用による認知機能への影響を検証する研究が続けられている段階でございます。認知症に対

して、難聴が医学的介入による有効性の面で、他の因子と比較して最も影響が多いとされる民間の研究もございますので、引き続き国や民間の研究の動向を注視してまいります。また、これまで補聴器の購入や支援に関する相談はほぼない状況であり、まずは利用者のニーズを捉えることが重要であると考えております。

来年度、第10期介護保険事業計画策定に向けて、日常生活圏域ニーズ調査を1,500名の高齢者を対象に行う予定にしております。その中で、聞こえの状況、補聴器使用、補聴器購入費用の一部助成のニーズを把握するとともに、近隣市町の動向も見ながら検討してまいりますと考えております。

3点目の耳が聞こえにくい高齢者と円滑にコミュニケーションが取れるようにするため、庁舎窓口に「軟骨伝導イヤホン」を設置することについて申し上げます。

議員おっしゃるとおり、軟骨伝導イヤホンは、従来の骨伝導と異なり、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝える技術を用いたイヤホンであり、集音器とセットで利用いたします。耳穴を塞がずに耳の軟骨付近に軽く添えるだけで音を拾えるため、通常のイヤホンや骨伝導と比べ痛みや音漏れが少なく、音が立体的に伝わるため、耳が聞こえにくい高齢者の方でも相手の声などが聞き取りやすいとされております。

また、イヤホンは球状で、丸い形、球状で凹凸がないことから、消毒などの手入れがしやすく、衛生的な管理ができるため、耳が聞こえにくい方との意思疎通を図る上で、その有効性が広く認識され、自治体窓口などで導入されていることは報道でも承知しているところであります。

現在、高齢により耳が聞こえづらい方への窓口での対応につきましては、表情を確認し

ながらゆっくりと分かりやすく、個人情報に留意しながら大きめの声で話しかけ、必要に応じて筆談などの対応を行うなど、来庁者の状況に合わせた丁寧な対応に努めております。

軟骨伝導イヤホンの導入は、窓口業務の利便性の向上や効率化だけでなく、音漏れが少なく周囲に会話が聞こえにくいということから、プライバシー保護の強化にもつながり、窓口でのコミュニケーションの改善に大きな効果が期待できると考えられます。

町といたしましては、既に導入している自治体の使用事例などの情報を収集するとともに、まずは総合案内に試験的導入を考えてまいりますと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「2番漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、教職員の働き方改革について再質問させていただきます。

今、答弁にあったとおり、年々減少している傾向にあるなど。県もそうです。本町においても今ご提示のあったとおり、大変縮小しているなど思っているところですが、県の指標から見ると、教育長、中学校が49時間25分となっておって、非常に県の平均値から見ると多い状況になっている。これはなぜでしょうか。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 中学校において時間外勤務が多いという質問にお答えいたします。

議員がご存じのとおり、中学校のいわゆる時間外勤務の中で大きく割合を占めるのは部活動指導にあります。部活動指導が非常に負担になっているということでもあります。地域移行も進めていますが、今、土日どちらかが

部活動にあるということで、その辺なんかも含めて、中学校の先生方は部活動指導が非常に大きい割合を占めているということでそういう結果が出ております。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） そうすると、県と本町の違いが、中学校のこの時間が食い違いあるという、今、教育長ご答弁なされました。部活動が思うように本町は進んでいないという理解でしょうか。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 思うように進んでいないというよりも、やはり先生方が生徒に対して献身的な思いで指導をなさっていると。それが時間に響いているんでないかなというふうに捉えているところです。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） 働き方改革のポイントとしては、定時退勤、それから今、教育長がおっしゃった部活動の見直し、これが大きく取り上げております。今、教育長は、献身的に取り組んでいらっしゃるという意味は分かるんですが、文科省がおっしゃる今回の改革について、これは学校の先生方にも意識をしていただく意識改革が私は非常に大事だなというふうに思っているところですが、その辺のところをお伺いすること1つと、それから、今、表示された時間外勤務時間以外に隠された表面に出ない時間がありますよということで、県の教育課の指示もあります。それは何かというと、いわゆる支援を要する保護者、児童生徒に対することです。これが非常に表面化しづらい面がありますよということが課題として挙げられているんですが、この2つについてお伺いします。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 1点目の意識につきましては、毎年、事あるごとに先生方にいわゆる時間外

勤務の是正を管理職あるいは教育委員会等で通知等を通して意識改革に努めているところであります。これもやはり議員がご指摘なさっているように、それぞれの先生方の意識改革がないとなかなかできないということはもちろん承知しているところでありますけれども、それを毎年やっているということが1つ挙げられます。

それから、2つ目の支援を要すると。これ非常に今、学校の現場において大変課題になっている点であります。いわゆる特別に配慮を要する子供が増えております。そのために町として学習生活補助員、これを配置しています。令和7年度の予定なんですけれども、小学校においては生活指導補助員が16名、中学校におきましては4名、これの配置予定で予算化しております。それで働き方改革の一環としてこういった先生方を配置しているというのは、担任に対しての分業と協業であります。分業、ある面では分業、これお願いしますよと。ある面では配慮を要するからここは一緒にやりましょうというような感じで、分業と協業でいわゆる負担の軽減を図っていくということであります。

それから、先ほど町長の答弁にもありましたように、専門的な職の配置、これがあります。スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、こういった専門職の配置によって、いわゆる困り事の相談、これは生徒自身もそうですし、保護者の困り事の相談もそうです。そういった専門職の配置によって、従来担任が対応してきた時間帯を軽減しているというようなことで役に立っております。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） 生活業務指導員、非常に充実しておるというふうに学校現場からもお聞きしています。備品にもそうです。人的

配置もそうです。うちの町は素晴らしいんです。うちの町じゃないです。河北町の教育行政は素晴らしいということを現場の先生方からもお聞きしているところですが、ただ、生活業務指導員配置いいんですけども、担任はできないですね。その辺の課題もあるかなというふうには私は考えているところです。

もう一つ、県教育課の示した中で、35歳以下の小中学校の教職員を対象に24年実施したアンケートでは、産休や育休の代替者確保が難しく、授業準備や授業研究の余裕がないとする声が多かったと。約65%は平日や休日に自宅で仕事をしており、勤務時間で終わる業務量ではないとの訴えもあった。要するに持ち帰りだと思います。持ち帰り、自宅で仕事をする。その仕事時間がどれくらいあるのかということが非常に私は大事だなと思っております。要するに残業時間の考え方です。これが、学校以外に現実的には持ち帰って仕事をなさっているという、前々からご指摘あったとおりなんですけど、これに対する把握の仕方というのは、教育長、どのようになさっているのでしょうか。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 残業時間についての把握ですけども、私今持っているのが各学校における取組状況チェックシート、これがあります。上期、下期2回にわたってやっております。その中での残業ということで把握している状況があります。あと学校によって多少違いますけれども、先生と管理職が面談する機会があります。そのときに様々なお話の内容を聞き取って、そういった残業の程度なんかも聞き取っている状況にあります。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番(漆山光春議員) 教育長、私申し上げているのは、要するに持ち帰りです、自宅に持ち帰る。これは残業時間に含まれておりませ

ん。そうすると、その辺の手だて、把握の仕方はどのようになさっていますかということです。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 その辺も先ほど申し上げました面談の中で、持ち帰りはありますか、どうですかというような感じで聞き取っている状況があります。それから、チェックシートの項目にもあるように認識しております。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番(漆山光春議員) そうすると、教育長おっしゃるのはこれですか。山形県公立学校における働き方改革プラン第2期のチェックシート、これですね。(「はい」の声あり)分かりました。

要するに、学校ごとに私は管理体制を整えていく必要があるかなというふうなこと思っているんですが、これは半期ごとですね、県で行っているチェックシート。要するに45時間超の職員に対する管理職の業務指導はどのようになさっているのでしょうか。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 45時間以上につきましては、毎月教育委員会に時間外勤務の時間を報告することになっています。それを見て、45時間以上いる教員に対しては指導を行うということでもあります。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番(漆山光春議員) ありがとうございます。

なかなか長期労働時間というのは、改善の方向に向かっているものの、学びの充実、子供の成長を考えたときに、このバランスの問題なんて私ごときが失礼な話なんですけど、非常に難しいなというふうには思っているところです。

私、教職員にとって最大の使命は、教育活動の充実にあるというふうには思っております。それを踏まえて、文科省は教員のお一人お一

人が働き方に取り組むことによって心身ともにリフレッシュされて、研修も含めて、そして子供たちにしっかりとした教育ができるというふうに捉えているんですが、ここで教育長にお聞きしたいんですが、子供たちにとって、現在大きな時代の変化とともに学習指導要領も見直しされて、GIGAスクール構想など取り組んでおられます。そうしたときに、いわゆる先ほど申しました研修の問題、教職員の研修の問題、それから新たな新学習指導要領における学習指導の充実、このことに対する考え方をお聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 働き方改革の狙いというのは、いわゆる教師本来の仕事であります授業充実に向けての時間の確保であります。そうしたときに教員にとって大事なことは、授業づくりをするために教材研究をする時間を確保する、これが一番と大事であります。そんな中で、今まで、先ほど町長答弁にもありましたように、基本的に学校以外で担うべき業務とか3つに配分されたわけで、本来教師がやるべき業務に専念できる時間を確保する、これが非常に大事ではないかなというふうに思っているところです。ですので、そういった先ほど来からあるように、様々な人的配置によって専門職にお任せするところはお任せすると。それで確保できた時間を教材研究に充てて授業づくりに充てると、それがいわゆる児童生徒に対しての学力をつけることになっていくのではないかな。あと研修の時間の確保になっていくのではないかなというふうに考えています。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） そうすると、今回の働き方改革、教職員の働き方改革と学びの充実、子供の成長にあるわけです。いわゆる教育の充実ということになってくるわけですがけれど

も、先ほど申したとおり、教職員の意識改革が1つ。2つ目は地域や保護者に対する理解、これが大事だと思うんですが、よりよい教育をするために教員、こういう環境を整備する、そういった教員一人一人の意識を変革するための組織の在り方というのはどういうことなんでしょうか。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 組織の在り方というのは様々な考えられると思いますが、まず根本的なところから考えていることですが、やはり議員がご指摘なさっている一人一人の意識改革、これを図ることが大事であると。これは校長の役割でもありますし、教育委員会の役割でもあると考えております。

そんな中で、やはりその意識改革の中で大事だなと思うのは、いわゆる働き方改革、量的な改革だけでなく質的な改革、つまり働きがいのある改革、これが大事ではないかというふうに思っています。

それから、地域に理解を図るには、やはりこれも校長と、あと教育委員会の役目ではないかなというふうに思っています。ご存じのように学校運営協議会がありますけれども、その中では、年度初めに、校長が学校経営に対してその協議委員に対して説明し、承認を得るという場があります。その中で、やっぱりいわゆる協議委員は保護者でありますので、その保護者から理解、協力を得るための活動として活用なさっているということがどの学校でも行われていることであります。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） その組織の在り方、今、教育長おっしゃったとおり、私はそうした意識改革であって、それから共通認識としていただくということではないでしょうか。例えば学校の方針とか、それから目標とか、何のために働き方を行うのかということについて

しっかり共通した認識を持っていただく、これが大事だなというふうに思っているところです。県のアンケートを拝見してもそうなんです、いや、そうじゃないと。それも大事だけれども、私は子供たちを身を粉にして時間外でも積極的にやりたいという教員もいるというふうにお伺いしております。これもそうだなと。やっぱり物差しで教育というのははかれるものではないなというふうに思っているところですが、教育委員会のやるべきこと、学校現場がやるべきこと、この辺をしっかりと精査しながら取り組んでいただければなというふうに思っているところです。

教育問題の働き方改革について最後に申し上げたいんですが、教育長にお伺いします。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条において、教職員の超過勤務の調整額として一律に月給の100分の4相当の教職員調整額を支給することが定められております。これについては明年度5%ですか、教育長。30年度に10%というふうに想定しておるところですが、教員の働き方改革を成功させるためには、単に労働時間を管理するだけでは不十分だと私は思っております。処遇の改善、運営体制や指導の充実、そして何より教師の育成と支援に力を入れることが必要であると考えられますが、教育長のご見解をお聞きます。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 やはり働き方改革というのは、本来の勤労者本位の視点に立ったやっぱり改革が必要でないかなというふうに思います。

それで、今、議員がご指摘なされたものも含めて3点大事ではないかなというふうに思います。

1つは、仕事にふさわしい社会的処遇の改善、これが今、議員がご指摘なされたものであります。

2つ目は、働きやすいと同時に、やっぱりやりがいがある、これが大事なんではないかと。そして自ら成長が実感できる、そういった職場づくり、これが大事だなというふうに思います。

最後、3つ目は、やはりこの働き方改革は、先生の健康を守るものであります。ですので、安全、健康に生活し、働くことができるようなワークライフ、これの実現で、これが3つ目です。

この3つを大事にしながらやっぱり進めていきたいなというふうに思います。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番(漆山光春議員) ありがとうございます。

しっかりと取り組んでいただくとともに、私たちもしっかり応援をしていきたいというふうに思っているところです。

質問事項の2に入ります。難聴対策です。

ヒアリングフレイル対策、課長お答えいただきました。山形市のことについても私調査してきました。要は、要はですよ、課長、普及して、普及活動をやって、ヒアリングフレイルとは何ぞやというものに対する普及です。この認識がなかなか町民の方もよく理解できない。ただ耳聞こえない、これ加齢だからな、そういう認識が多いんじゃないかということ。普及活動を始められたそうです。そして、そのために早期発見、そして早期対応、最終的には補助制度なんかもあるようですが、大事なところはヒアリングフレイルに対する認識です。難聴、加齢性難聴、年だから、もう80もなったしだな、そういうことではないと私は思います。きちんとした理解を得ることが大事だと。そのために山形大学の先生のご協力を得ながらこれをシステム化して取り組んでいるのが山形市です。全国で有名なのは東京の豊中市です。ここも有名ですけども、山形市もそういったことでしっかりとパッケ

ージとして取り組んでおられます。

答弁においては、本町も計画の中でこれからニーズ調査をやりながら取り組んでいきたいというふうにありましたけれども、人的配置が私は必要だと思います。ただ単に普及するためにアプリチェック、これは私でも簡単にできましたから、簡単です。しかし、これをただチェックするだけではなくて、それに対する指導、チェック体制を整える人的配置、いわゆる言語聴覚士、本町にはいらっしやらないですね。山形県で数名しかいないと思うんですが、こういった方々も招いて、まずはそういった認識を深めるためにしていただくことが大事だなと思っているんですが、課長のご所見をお伺いします。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 今2番議員のほうがおっしゃいましたような内容なんですけど、やはり正しく理解するというふうなことはまず一つ必要なことではないかというふうに思います。やはりこれまでですと、同居される家族もそうなんですけど、お年寄りには聞こえないのが当たり前、聞こえないのが幸せ、そこまで、そういった形で従来からそういった考え方をお持ちになっている方も多かったと思います。なので、それらをまず正しく理解していただくというふうなことの普及です。そこらは大変これから大切になってくるのではないかなというふうに思います。その上で必要な周知、認識、聞こえないというふうな、ヒアリングフレイルについての正しい知識ですとか、あとは理解、そういったものを併せて普及していくとともに、介護事業なんかも絡めてこれから展開していく必要があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） そのようにお願いした

いんですが、森谷町長2期目に当たって私が評価しているところがございます。それは、子育て支援に対して大分手厚くなりました。むしろ河北町がすばらしいと私は評価しているところですが、近隣自治体に比べて。これは国もそうです。国も今ご議論なされておりますけれども、高校授業料無償化とか、それから給食費の無償化とか、児童手当、昨年10月から支援されています、拡充されました。

ところが、高齢者に対してという何ということちょっと最近考えるんですが、私はこういった町独自の、自治体独自の、いわゆる6つぐらいの自治体しかないというお答えでしたのですが、私はもっと積極的に、高齢化社会39%ですか、しかも独り暮らし、二人暮らしが多くなっている状況を踏まえると、やっぱり心細い、これが心情です、高齢者の方は。そのためにも正しく理解を深めていただくことと、こういった支援もありますよという後押しがやっぱり高齢者一人一人に対する政策の寄り添い方というか、そういうことではないでしょうか。一応これは町長のご見解をお聞きします。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 私、今、漆山議員からいただきましたけれども、子育て支援、非常に少子化が加速しているということの中で、やはり本来は子育てあるいは教育の負担軽減というのは、自治体の財政力にかかわらず、基本的には国で詰めた議論をなされていますけれども、やはりそこが基本であるとは思いますが、今直面している地方の現状において、やはり国、さらには県に先行した形で子育て支援というものに力を入れてまいりました。ようやく、トップとは言いませんけれども、トップクラスになっていると自負しております。それはいろんな分野がありますから、全ての分野ということではないですけれども、

ただ、一方、少子高齢化、生産年齢の人口減少、豊かな長寿社会という大きな構想もありますけれども、今、若手生産年齢人口の減少が著しいです。いかに年齢が、定年制延長も進んでおりますけれども、60代はもとより、70代、80代も含めて、それぞれの体力あるいは健康状態に、若い世代のようなことはいきませんが、やはり健康寿命は単に豊かな高齢者社会のみならず、社会の町の力を支える存在として大きいと思っております。そういった意味で介護、医療をどういい環境をつくっていくかということと併せて、健康な長寿社会に向けた本町としての取組、ここもしっかり対応していかなくやならんというふうに思っています。

その中で、今のご議論は難聴への対策ですけれども、1つの例として、来年度、胃がん検診、胃カメラ、山形市でももう既に導入されていますけれども、まだまだ導入されているところは少ないです。そこに来年から予算案に組み込ませていただいております。胃がんにしても、そういった早期発見によって健康な状態を少しでも取り戻すことも含めて、維持することも含めて、介護、医療の面だけでなく、福祉面だけでなく、長寿社会健康づくりという観点もしっかり対応していく必要がある。それは福祉という観点以上のものが今日的にはあるかなというふうに思っております。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） ありがとうございます。

課長、そういうことですので、そういうことについてどういうことか分かりませんが、町長も前向きに高齢者対策を考えております。まずは難聴対策として普及、早期発見、早期対応、これを1つのパッケージとしてまずは考えていただいて、検討していただいて、検

討していくという回答ですけれども、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

軟骨伝導イヤホンは天童市でも設置されておりました。見てきました。福祉課ですか、窓口に設置されております。私も耳にしてみました。非常に聞こえやすい。なぜかという、要するに声が小さい方に対して例えば給付の問題とか、そういった問題を大声で、プライバシーに係る問題だから非常に助かっているんですという話もありました。

長井市にも行ってまいりました。長井市もそうです。長井市は大きいパーティションの中に20センチ四方ぐらいのやつでC o t o p a tというのがあって、そしてそこに文字が映るんです。135か国とかと言っていました。職員が申し上げると、もう、いや、こちら側であればその文字が出てくると。135か国とかとおっしゃっていました。ですから難聴者もそれは便利なんですと、両方併用しておりました。ちなみに53万だそうです、それは。でも、今の時代、長井市さんではコミュニケーション条例を制定されたということで、その一環としてですということでありました。

まずは庁舎窓口にそのイヤホンを設置されて、希望であれば、要望が必要となれば、福祉課並びに福祉センター辺りにも設置していただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○丹野貞子議長 以上で2番漆山光春議員の一般質問を終わります。

ここで14時35分まで休憩とします。

休 憩 午後2時25分

再 開 午後2時35分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

次に、9番鈴木英友議員の一般質問を行います。

「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） それでは、私から一般

質問をさせていただきます。

河北町民憲章には、初めに、歴史と伝統を尊び文化の町をつくり、とあります。

第8次河北町総合計画にも、ふるさとに学び次代につなぐ町として、歴史と文化の継承を掲げています。

そして今年度は、河北町誕生70周年記念誌未来へつなぐ河北のあゆみが発刊され、全世帯に配付されました。

河北町の歴史・伝統・文化を知るに十分足る内容で、町誌編さん委員はじめ資料の提供や編集に携わった方々に敬意を表するとともに、文化の継承の必要性、大切さを深く感じるところであります。

伝統文化の継承や文化財の現状把握等については、以前、一般質問において答弁をいただいております。

しかしながら、伝統文化や文化財に類しないものでも管理が必要なものはあると思います。絵画や書、古文書などは、現在、サハトベに花の倉庫や中央図書館の郷土資料室、町民体育館のプレハブ、旧溝延幼稚園等に分散保管されている状況にあります。

そこで質問させていただきます。

質問事項1、町の所蔵品、収蔵品、寄贈品等の管理の在り方についてであります。

町の文化財については、河北町文化財保護条例に基づき保護、管理されておりますが、それとは別に、絵画等の所蔵品や収蔵品、寄贈品の管理、整備状況等についてお伺いします。

質問要旨1、目録や備品台帳との照合や現状確認をどのように行っているのか伺います。

質問要旨2、毀損や破損した物品についての取扱いはどうしているのか伺います。

質問要旨3、整備や保管方法、点検や管理に関する規定を設けるべきではないかと考えますが、町の考えを伺います。

質問要旨4、町の貴重な資料、財産であり、整然と整理・保管がされている環境を整える意味からも集中管理できる保管倉庫のような施設が必要だと思うのですが、保管場所や施設、その必要性について町長の考えを伺います。

続いて、質問事項2、河北町交流館遊蔵の郷土資料館の活用についてであります。

河北町交流館遊蔵の設置及び管理に関する条例では、町は、地域文化の振興及び健康の増進を推進するため、町民に交流とにぎわいの場を提供し、地域コミュニティの育成を図り、もって豊かな地域社会の形成を目的として、河北町交流会遊蔵を設置すると定められています。

平成20年4月に屋内運動場、そして同年5月に郷土資料館がオープンしました。

郷土資料館は、大工が使用したのみやのこぎりなど、職人が使用した昔ながらの道具を展示する匠の展示室と、昔の農作業の道具や庶民の暮らしの資料を展示した農耕資料展示室で構成されており、来館者や小学生向けの見学説明会なども開催されているようであります。

そこで質問です。

質問要旨の1、遊蔵の郷土資料館の最近の利用状況について伺います。

生涯学習施設としての利用実態を教えてください。

質問要旨の2、紅花資料館や児童動物園は観光施設、観光スポットとしてホームページでも紹介されています。

遊蔵の郷土資料館も町なかにある観光スポットと連携して、もっとPRしたらいいのではないかと思います、その点について伺います。

続いて、質問事項3です。展示用囃子屋台の利活用についてであります。

平成24年12月、それまで紅花資料館に展示してあった谷地どんがまつりの囃子屋台が、遊蔵の郷土資料館に移設されております。

河北町には、山形県を代表する春の谷地ひなまつりと秋の谷地どんがまつりがあります。

ただ、地域文化の保存・維持継承は、時代の変化や担い手不足により存続が厳しい状況にあり、谷地どんがまつりの囃子屋台も年々台数が少なくなってきました。

紅花資料館から郷土資料館への移設は囃子屋台の行く末を暗示していると感じざるを得ません。

質問要旨1、展示用の囃子屋台が紅花資料館から遊蔵の郷土資料館に移設された経緯と、谷地どんがまつりについて町の認識を伺います。

質問要旨2、現在、遊蔵の郷土資料館にある展示用囃子屋台をどんがホールに移設し、どんがの冠がついたホールらしく、奴や囃子屋台の模様を常時展示してはどうでしょうか。

河北町どんがホールの設置及び管理に関する条例では、町は、にぎわいの創出及び地域間交流を推進するため、町民に交流の場を提供し、地域コミュニティ育成を図り、もって豊かな地域社会の形成を目的として、河北町どんがホールを設置するとうたわれております。

先ほどの遊蔵の条例でも申しあげましたけれども、この遊蔵もどんがホールも、設置目的からして共通の町なかの交流施設、生涯学習施設として、町なかの観光スポットと連携してにぎわいづくりを進めてはどうでしょうか。

以上、再質問に留保し、一般質問を終えます。

○丹野貞子議長 9番鈴木英友議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 9番鈴木英友議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、町の所蔵品、収蔵品、寄贈品の管理の在り方についてお答えいたします。

1点目の目録や備品台帳との照合や現状確認をどのように行っているかについて申し上げます。

遊蔵や文化財倉庫等に展示、保管している約1,800件の民俗資料につきましては、平成24年度に台帳として整備しているところでございます。写真を撮って整理することで照合がしやすくなったところであります。その後の寄贈品等については、新たに備品台帳により管理しているところであり、絵画や古文書等については、全て備品台帳により管理しております。

2点目、破損や毀損した物品の取扱いについて申し上げます。

展示している絵画などについては、経年劣化ではない毀損や破損したものについては、その状態について有識者からのご意見をいただいた上で修復すべきかどうかを判断し、必要に応じて修復等の対応をしているところでございます。

3点目の整理や保管方法、点検や管理に関する規定を設けるべきではないかについて申し上げます。

寄贈を受けた絵画などについては、公共施設に展示をして、多くの方に鑑賞いただいているところではありますが、展示スペースの関係もあり、収蔵している作品も数多くございます。特に絵画などは湿気による防カビ対策として除湿機を配置しているところではありますが、整理や保管方法に関する規定等は設定しておりません。収蔵品等の良好な管理が行えるよう、整理や保存方法のマニュアル化などを検討してまいります。

4点目の整然と整理・保管がなされている

環境を整えるべきではないかについて申し上げます。

現在、収蔵品や民俗資料などは、展示する場所や利用する場所の近くにそれぞれ保管している状況でございます。例えば、1か所に集中管理するとなると管理はしやすくなりますが、運搬等のリスクが高まります。また、1か所に集中管理するには、かなり大きな施設が必要となってまいります。現在、絵画についてはサハトベに花の一室に保管してございますが、セキュリティ対策や空調設備等も備える必要があり、今後、既存の公共施設の有効活用を念頭に置きながら検討してまいります。

次に、河北町交流館遊蔵の郷土資料館の活用についてお答えいたします。

1点目の郷土資料館の最近の利用状況について申し上げます。

コロナ禍以前の6年前頃までは、年間1,000人以上の利用者がいらっしゃいましたが、新型コロナ等の影響により、令和2年度には251人と4分の1まで利用者が激減し、昨年度5類に移行したことにより増加傾向にはございますが、令和5年度の利用者は329人で、そのうち町内小学校の社会科等での学習利用が118人という状況であります。回復には至っておりません。

2点目の町なかにある観光スポットと連携してもっとPRしてはどうかについて申し上げます。

郷土資料館と屋内運動施設があります河北町交流館遊蔵につきましては、町の総合パンフレットにおいては、ゲートボールやグラウンド・ゴルフなど軽スポーツを楽しむことができる屋内運動場と職人の道具などを展示する郷土資料館として掲載しております。

また、河北町交流館遊蔵のパンフレットには、祭り暮らし展示室において、どんがま

つりの囃子屋台の展示をはじめ、祭りの紹介が詳しく掲載されております。

郷土資料館として位置づけされておりますが、周遊観光の一つとして、今後においても、町外の方々が河北町を訪れた際には、町の観光スポットの一つとしてPRしていきたいと考えております。

次に、展示用囃子屋台の有効活用についてお答えいたします。

1点目の紅花資料館から遊蔵の郷土資料館に移設された経緯、どんがまつりについての町の認識について申し上げます。

平成24年度に紅花資料館の紅の館に展示しておりました展示用の囃子屋台が遊蔵へ移された経緯でございますが、紅の館は紅花衣装や雛人形など紅花に関する資料などを展示する施設であるべきとのことから、移設先を遊蔵とさせていただいたところです。

現在、展示しております囃子屋台は、現代の車両に載せる形式のものではなく、木造の滑車による自走方式の囃子屋台であります。昔の祭り風景を知ることができる貴重な郷土資料の一つとして、河北町交流館遊蔵に展示することによって河北町の歴史を知っていただく機会になると考え、遊蔵へ展示することとなったところでございます。

400年以上の歴史と伝統を誇る谷地どんがまつりは、谷地ひなまつりと並ぶ伝統的なまつりであり、毎年7万人ほどの観光客が訪れる河北町の大切な観光資源であります。人口減少や少子化の影響により、まつりを担当する当番地区においては囃子屋台が出せない地区が相次いでおり、今年度から谷地どんがまつり実行委員会の事務局である町の観光物産協会が中心となって、谷地どんがまつりの在り方検討会を発足し、河北町観光物産協会理事や該当する地区青年会長と話し合いながら、これからの谷地どんがまつりの在り方や運営

方法などを検討しているところでございます。

2点目の現在、遊蔵の郷土資料館に移設された展示用屋台をどんがホールに移し、奴や囃子屋台の模様を常時展示してはどうかについて申し上げます。

平成24年度に展示用囃子屋台が紅花資料館の紅の館から遊蔵祭り暮らしの展示室へ移した主な理由については、先ほども申しあげましたが、昔のまつり風景を知ることができる貴重な郷土資料の一つとして捉え、移設したところであります。

また、展示用の囃子屋台の大きさを考慮いたしますと、広いスペースを確保しなければなりません。現在、子供たちの遊び場や催物の展示、様々なイベントなどで活用されている利用形態を考えますと、どんがホールに常時展示することは施設の利活用を考える上では困難と考えております。

したがいまして、展示用の囃子屋台については、これまでどおり遊蔵の祭りと暮らし展示室に展示し、遊蔵に行けば昔の谷地どんがまつりの囃子屋台とはどのようなものであったか分かるということをしてPRできるように対応してまいります。現在、河北町の伝統文化アーカイブと検索していただきますと、谷地のどんがまつりなど、祭りや行事、伝統工芸、さらには職人や農作業の動画を見ることができますし、遊蔵の郷土資料館の中には、河北町伝統文化、今申しあげました伝統文化アーカイブについて、QRコードから入っていただけるようQRコードつきで紹介しております。より多くの方にご利用いただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） どうもご答弁ありがと

うございました。

では、再質問に入らせていただきます。

初めに、文化財関係のことについてですが、先ほどの答弁では、遊蔵や文化財倉庫等に展示、保管している1,800件ほどの民俗資料については台帳として整備しており、写真も撮って整理することで照合しやすくなっているというような回答をいただきましたけれども、さらに続けて、その後の寄贈品等については新たに備品台帳により管理、絵画や古文書等については全て備品台帳により管理しているとのことですが、台帳とか備品台帳、目録等で記録しているというのは分かりましたが、どういう形で管理しているのか、保管しているのか。例えばその目録もしくは備品台帳を見て、じゃあそれがどこにあるのか、すぐ出せるような状態でちゃんと管理されているのかどうか、その点について詳しく教えていただきたいと思っております。

○丹野貞子議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 台帳の中でどこに保管してあるのか、あるいはどこに展示してあるのかというところで記載をさせていただきます。ですから、展示しているところ、サハトベに花であれば、具体的にはサハトベに花の展示廊下なのかというと、そこの現場に行ってみることは可能であります。

ただ、1点、今、収蔵室に保管しているものがありますが、台帳上、先日数えてもみたんですが、51点の絵画もあります。その51点が収蔵室、狭い部屋の中で五十音順というわけでもなく、なので、そこの、じゃあすぐ出してと言われると少し時間を要する、全部見なければというところではありますが、その1か所に、収蔵室に保管をしているもの、あとは展示しているものとの区別ということで台帳管理をしているところであります。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 分かりました。

ただ、特に絵画とか、寄贈品等いろんな、そこにはそういう美術品とか工芸品があるかと思うんですけども、やはり私もサハトベに花の収蔵室のほう、バックヤードのほうを一応拝見させてもらいましたけれども、やはり結構ランダムに置いてあるんです。通常であれば、例えばそういうものについては整理棚っていうか、取りやすく、どこに何番の何が入っているか分かりやすく、今、課長おっしゃったように、五十音順とか、全て取りやすく、いちいちあちこちひっくり返さないで、すぐ取りやすいような状態しておくのがベストだと思うので、やっぱりその辺の管理方法については、絵画とかそういうものだけに限らずに、少しでもやはり、たとえ担当が替わってもどこに何があるかすぐ分かるように、やっぱりその辺の整理のほうはぜひ進めていただきたいというふうに思います。

続いて、2番目に破損や毀損した物品についてということで先ほど質問させていただきました。

必要に応じて修復等の対応している。修復の必要がないものと判断したものについてはじゃあどうしているのか、そこを教えてください。今まで預かったもので、もう既に毀損、破損したものがあつた場合、それについてはどういうふうな処理、処分というか、対応をしているんでしょうか。そのまま破損した状態でしまっておくのか、それとも何らかの形でそれはしかるべき処置を取るのか。そのしかるべき処置は例えばどういうことなのか。毀損、破損したものについての取扱いについて教えてください。

○丹野貞子議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 傷がついた、あるいは人為的に、あるいは自然的に、経年劣化でというようないろんなケースがあるわけですが、

これまでもぶつかってとかということ、あるいは知らず知らずのうちに経年劣化で、寄贈されて、町出身の方でぜひ飾っていただきたいというような意向の中で展示しているものについては、できるだけその場所に展示をしていきたいというようなことから、実際に修復、修理する、可能なのかどうかなども有識者からお聞きをした中で修理をして、またその場所にしてきたと。

ただ、修理不可能といいますか、修理すべきでもない、また、別なものを展示することも可能であればということで、それは収蔵庫に入れて替えていくとか。あるいは傷があつても多少目立たなければそのままにしておくというような、そのまま展示をしていくというようなところで、その都度の対応になってございますが、取り替えて、新しいものに替えたり、あるいはやはりその後の修復は難しいけれども、その作品を展示していきたいというようなところからそのままにしているものもございます。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 私が今質問したのは、寄贈品とか、収蔵品、町で預かっているなり、寄附を受けたものがあると思うんですけども、既に今保管している状況の中で、もう破損してしまっている、傷ついてしまっている、それをどうするのかと。そのまま残しておくんですか、それとも、それはちゃんとしかるべき、例えば寄贈してくれた方に相談して破棄するとか、そういうふうな何か決めというか、何もないんでしょうか。修復するものについては修復して残しているのは分かりますけれども、もう修復する必要もない、また修復のしようもない、そういうものについてはどうするんですかということをお願いしたいということで、実はそれも含めまして、先ほど次の質問に、その辺がま

だ決まっていなくて、その辺も含めてしっかりとした取扱いマニュアルとか、そういう規定とか、そういうものをちゃんと定めたらいいんじゃないかということも申し上げているんですけども、どうなんでしょうか。

○丹野貞子議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 これまでも寄贈された絵画等について、処分した経緯はございません。傷ついたものについての修復、修理をして展示をしてきた経緯はありますけれども、処分する、いわゆる今、議員がおっしゃった規定というようなものは備えておりませんので、どういう状態であれば処分をするのかというようなところは、その都度の今は判断ということにはなっておりますが、規定がない中で、これまでの実績としては処分したというようなことはなく、そのままにしている状況であります。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） ちょっとかみ合っていないんですけども、壊れたものについて、今までそれは壊れたものについては何も処分も何もしていないというんですけども、ということは、もう壊れたもの、毀損したものについては、何もしないでそのまま取っておくということですか。何の処分もしないでだんだん取っておくということですか。それとも、そういうものはないというふうな前提なんでしょうか。そこをはっきりしないで、じゃあ壊れたときにはその都度その都度対応すると言われても、そういう対応でよろしいんでしょうか。どうですか、その辺、教育長なり、町長なりは。

○丹野貞子議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 壊れたもので処分しなければならぬような状況にあったことがありませんでした。ですから処分はしておりま

せん。処分していないとか、処分をしなければならぬのか判断するまでのところまではいっておりませんので、修復したもの、あるいは処分、本当に半分に割れてとか、額が壊れてどうしようもないというような、壊れたというところの、処分しなければというところの判断まで至るような実態がこれまではなかったということでもあります。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 堂々巡りになっちゃいますけれども、だとすれば、なおさらそういうことも含めまして、ちゃんと文化財、先ほど一番冒頭にも申し上げましたけれども、町の指定文化財等については文化財保護条例があつていろいろとなっておりますけれども、それに類しないもの、今言った絵画、古文書、あとは書画、骨董品、いろいろあると思えますけれども、やはりそういうものについても取扱いをしっかりと決めておかないと、今私が言ったような問題についても、その都度その都度対応でいいんだということにはならないと思えますので、その辺についてはちゃんと整備していただいて、備えていただきたいというふうに思います。

また、次に移ります。

先ほど集中できるそういう場所として必要性があるんじゃないかと、集中した保管倉庫のようなものが必要になるんじゃないかというふうな質問に対しまして、答弁では、やっぱり1か所集中ということに対してはリスクもあるし、あとやっぱり除湿とか、防湿とか、防カビとかの機能を置かなければいけないんで大変だと。あとは運搬するときのリスクもあるというようなことでいただきましたけれども、実はこの分については、昨年12月の私の一般質問で、文化財の保護についたときにやはり同じような質問をさせていただいております。そのときの回答は、現在、中央図書

館の古文書庫や交流館遊蔵、町民体育館東にある倉庫、旧溝延幼稚園の一室などに保管してあります。1か所に集めて整理、保存することは理想的であると考えますが、現在の公共施設で1か所に集約するための適切な保存場所が見当たらないことや資料の保存に温度や湿度など十分留意する必要がありますと。

それで一応私そこで提案したのは、学校の空き教室とか図書館使ったらどうだということに対しては、学校の空き教室の利活用も含め、今後の小学校の在り方検討委員会の答申も踏まえ、その方向性や具体的方針を明確にした上で、地域の方からのご意見を聞きながら校舎の利活用について検討する必要があると考えており、その中で資料の保存場所としての活用の可能性についても検討していくというような回答をいただいております。これについてはそのとおり、今もそういうことで検討していくというふうな形で捉えておいてよろしいわけですね。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 先ほど既存施設の活用の視点で検討していくと申し上げました。先ほどの議員が紹介された答弁の趣旨と変わっておりません。今後の問題だというふうに思っております。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） やはりそういう、繰り返しになっちゃいますけれども、やっぱり資料等々については、やはり1か所に保管しておくというのが、私、これからの町のそういう資料、歴史的資料とか、そういうのを残していく上では絶対必要なことであって、そのための施設というのは探せば、探せばというとおかしいですね、幾らでも用意できるというふうに思いますので、今後のそれは検討になるんでしょうけれども、十分にそこは検討していただいて、そういうものが散在するこ

とのないように、適正な保管ができるように検討のほうはぜひ進めていただきたいと思います。

じゃあ次に行きます。

遊蔵のことについてであります。

遊蔵の郷土資料館の活用について、先ほどの答弁の中には、遊蔵のパンフレットには祭り暮らし展示室においてどんがまつりの囃子屋台の展示をはじめ、まつりの紹介が詳しく掲載されているというふうにありましたけれども、私の質問で、私が見る限りは、遊蔵のホームページでは祭りと暮らしの展示室という表現は一切含まれておりません。資料のほうでは、先ほど私申し上げたとおり、遊蔵については、郷土資料館のほうについては、大工が使用したのみやのこぎりなど、職人が使用した昔ながらの道具を展示する匠の展示というような表現と、あと昔の農作業の道具や庶民の暮らしの資料を展示した農耕資料展示室で構成されているとあるんですけれども、パンフレットではそういう表現じゃなくて、今申し上げた祭りと……の展示室になっている。これはいつからそうなったんですか。私の記憶では、いつの間に暮らしと祭りの展示室になったのかなとちょっと分からないんですけれども、いつ変わったんでしょうか。

○丹野貞子議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 遊蔵を建てるに当たって、造るに当たって、平成20年からになっておりますけれども、このときには今おっしゃったように、匠の道具展示室と農耕資料展示室、この2つという設管条例の下、この2つの部屋を展示をということで想定しながら進めてきたところであります。平成24年、その4年後ぐらいに紅花資料館から、紅の館から移設するに当たって、4年後ですので、そのときからまつりのことについても触れてきたということでもあります。同様に資料展示とい

う中で、まつりのいわゆる囃子屋台についても展示を同様にしてきたというところであり
ます。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） そうすると、結局、紅花資料館のひなの館から囃子屋台のあれを遊蔵に移すのに、変な言い方ですけれども、そのために祭りと暮らしの展示室と名前を変えたんですか。どうなんでしょうか。そのために変えたということですか。

○丹野貞子議長 暫時休憩します。

休 憩 午後3時07分

再 開 午後3時16分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 大変失礼いたしました。

パンフレットには、最近といいますか、平成24年度から実際の形状に合わせて祭り暮らし展示室ということでパンフレットには掲載をしているところでもあります。

ただ、ホームページ上とかではその内容等を変更してないことがありましたので、パンフレットには記載はしてございますけれども、ホームページから見るとこの記載が載っていないということがありましたので、そこは今後正確な情報を提供していきたいと思えます。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） パンフレットのほうでは、今、課長説明あったとおり、職人の道具を提示する匠の道具展示室と町内の祭りや昔の生活を紹介する祭り暮らしの展示室に分かれていますというような表現でパンフレットは作ったんですね。ただし、ホームページのほうでは、今言ったとおり、あくまでも構成しているのは匠の道具展示室と農耕資料展示室とで構成されてあるんですけれども、ほかの、例えばこれは学習施設とか、観光す

るとなると、やっぱり町外の方、町にいらした方なんかもここに寄ろうとしたときに、パンフレットじゃなくてホームページ、さっきのホームページ見ていると思うんです。それでパンフレットこうなってくると、やっぱり内容が違くと。もっと極端に言ってしまうと、展示用囃子屋台が紅花資料館から移った。そして今は遊蔵にあると。町民ですら知らない人いっぱいいます。それだけ認識が低いんです。どんがまつり、谷地のまつりを代表する、県のまつりを代表する谷地のどんがまつりだと言っていますけれども、ひなまつりと比較するわけではないんですが、どんがまつりに対する認識は、町としての認識も、我々町民も低いと思うんです。だからこそ、例えばそういう囃子屋台なんかいい屋台を作っているわけですから、それをもっと日の当たる場所、もっとどんがまつりそのものを、育ててというのはおかしいですね、継承してくような手だてを取らないと、ただでさえどんどんどん隅っこに追いやられていく、まつりそのものを隅っこにやっていくというような感じが拭えないんです。例えば午前中の答弁で、午前中の一般質問の中で町長が、児童動物園、どんがホール、中央公園、これを町のにぎわいづくりの核としたいなんていう話ありましたけれども、何でそこにどんがホールが入らないんですかと、そこを言いたいんです。せっかくあるのに、そういう意識が皆我々低いんですよ。だとしたら、祭り暮らしの展示だと言うのであれば、もっともっとどんがホール……じゃなくて遊蔵を観光PR、町外の人たちにPRの材料の一つとしてもっともっと充実させるべきではないかと私は思うんです。やっぱりその辺を我々町民がもっと意識して、あの遊蔵を育てていく、町なかにはそういうのがあるんだよと、ぜひ遊蔵も見てくれと言えるように。我々町民は、どこかお客

さん来れば紅花資料館見てくれと、見ていってくれと言いますけれども、遊蔵見ていってくれなんて誰も言わないです。私もあまり言わないですけれども。それはやっぱり自分の自省も込めて言うんですけれども、やはりその辺はやっぱり町もつと、町長、もつとやっぱり町なかのああいう施設ですから、せっかくの施設ですから盛り上げていきたいと思いませんか。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 同感であります。

先ほど私の答弁でどんがホールと申しあげましたけれども、先ほどの答弁のとおり、屋台についてはどんがホールに移すことは困難だということで考えています。発想は分かります。現実的に無理だと、困難だと思っています。

そういった意味で、中央公園、どんがホール、そしてこの庁舎、動物園も含めたこのライン、遊蔵はその延長だと私は思っています。したがって、先ほどの答弁で、展示の仕方についてはもっともつと工夫の余地はあると思います。PRも含めて。

以上です。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番(鈴木英友議員) どんがホールの在り方について、まつり関係、どんがまつり関係の奴とか屋台をどんがホールに飾ったらいんじゃないかと私確かに提案しましたけれども、それに対しては、やっぱり課長も言ったように、展示するスペースとしてのいろんな諸問題もあるし、それはちょっと、幾らどんがという名前がついているにしてもいろいろ課題があるかもしれない。そういう意味からすると、だから今遊蔵に飾っているんだというようなことであれば、それはやむを得ないかと思えますけれども、だとすれば、今、町長おっしゃったように、動物園、どんがホール、

中央公園、その附属として遊蔵があると、それはちょっと私改めていただきたいと。遊蔵だって十分な資源の一つなんです。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 なので、遊蔵も生かしていきたいということで申し上げたんです。脇に追いやった答弁ではないです。皆さんにどう伝わったかですけれども、そういう鈴木議員が受け取ったような言い方であれば訂正させていただきます。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番(鈴木英友議員) 大変失礼いたしました。私も町長の真意がのみ込めず大変失礼いたしました。

そういうことあれば、ぜひパンフレット、ホームページの整備も含めて、やはり町なかの有力な施設、大事な施設だということで認識いただいて、どんがホールの運営の仕方、遊蔵の在り方についても十分考えていただきたいというふうに思います。

あと先ほどちょっと付け加えさせていただきたいんですけれども、町の文化財関係の保存とかという施設の話したんですけれども、これだけ1つ聞かせてください。

今、結局、町の文化財関係については、文化財保護審議委員の皆さんとか、あとは町誌編さん委員の皆さんとか、いろいろ携わっている方いるんですけれども、やはり皆さんかなりご高齢になって、やっぱり新しい人材を育成というか、こちらも担い手不足だと思うんです。ですからボランティアでも、あと地域おこし協力隊でもいいんですけれども、やっぱり新しい人材、若手を育てていかないとやはり無理なんじゃないかなと。いろんなことを今後進めていく上でも、やはり文化財関係についても、その保護、整理についても、やはりそういうマンパワーというのは絶対必要ですから、その辺はやっぱり町のほうとし

でも意識して何か若手が参加できるといいですか、新しい人材が参加できるようなきっかけとか、そういうようなことをやっぱりぜひ今後考えていっていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○丹野貞子議長 質問ね。

以上で9番鈴木英友議員の一般質問を終わり……はい、どうぞ。

○8番（佐藤修二議員） ただいま鈴木議員の一般質問中に、紅花資料館にあった屋台が遊蔵に移されたという答弁でした。そうしますと、紅花資料館は商工観光課で管理しているもので、遊蔵は生涯学習課です。当然管理換えの手続をしなければならないものなのですが、ちゃんとその手続は取っているのでしょうか。それだけちょっとどうしてもここで確認をしておきたいと思います。

○丹野貞子議長 暫時休憩します。

休 憩 午後3時25分

再 開 午後3時27分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

ここで15時35分まで休憩とします。

休 憩 午後3時27分

再 開 午後3時35分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

次に、10番林智議員の一般質問を行います。

「10番林智議員」

○10番（林智議員） それでは、本日6番目、最後の一般質問を行わせていただきます。

質問事項1としまして、障がいの有無にかかわらず誰もが活躍できるまちづくりについて伺います。

本町において、障がいのある方々の社会参加を促進する取組は、誰もが地域社会の一員として活躍できる共生社会を実現する上で、非常に重要な課題です。特に移動手段の確保

は、就業機会の拡大や地域生活への参加に直結するため、その選択肢を増やすことは大きな意義があります。

また、本町の総合計画においても、一人一人に寄り添った福祉サービスとして、障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念を踏まえた施策の展開が求められています。あわせて、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりと社会的自立を支援し、社会参加しやすい環境を整える必要があると示されています。

そこで、障がい者の社会参加の一つとして就労が挙げられますが、令和6年度の山形県での民間企業の雇用率は2.37%と法定雇用率2.5%を下回っています。

令和7年2月現在、ハローワーク寒河江管内で障がいのある方に対するの求人が12件出されているが、企業と求職者のマッチングが進まないのも現実であると聞いています。

個人に向き不向きがあるものの、本人の能力を發揮できる雇用先へ就労することでより活躍できる場を得られると考え、本町での雇用・就労対策の取組と民間企業における雇用状況をどのように受け止めているのか、また、課題解決に向けどのように取り組んでいるのか伺います。

また、近年、身体障害者手帳所持者は横ばいもしくは若干の傾向が見られますが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得されている方、支援学級や支援学校に在籍される児童生徒数は増加の傾向が見られます。そのような中、身体障がいだけでなく、知的障がいや精神障がいなど多様な障がいをお持ちの方々にも、日常生活・就業・地域活動に必要な移動手段の確保が迫られています。

そのような状況で自動車運転免許の取得は、公共交通が十分でない地域においては生活圈

を確保するとともに、就労機会や地域貢献の幅を広げる大きな要素であり、日常生活における活動範囲の確保及び広がりや免許取得をしたことによる自信や意欲の向上につながり、さらなるステップアップの原動力にもなります。

特に支援学校や高等養護学校卒業後の就労に際し、通勤等においても自分の運転で通勤できることにより就労先の選択肢が広がるのです。

実際に、機関支援センター等にも支援学校や高等養護学校を卒業後の就労に際し、免許取得の相談や就労後一定期間置いてからの免許取得に対する相談も一定数届いているとのこと。

しかし、当町の現行制度では、身体障害者手帳を所有している方のみ対象とした自動車運転免許取得助成にとどまっており、療育手帳をはじめとする他の障害者手帳所持者の方々には十分な支援が行き届いていないのが現状です。

他の自治体を見ますと、身体障害者手帳だけでなく、療育手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳所持者の方でも運転免許を取得することができるため、対象となり、取得助成が行われています。

これまで行われている自動車運転免許取得助成の制度が障がい者の方の社会参加や自立を目的としていることから、ぜひ当町でも自動車運転免許取得助成制度の対象の範囲を療育手帳や精神障害者保健福祉手帳保持者にも拡充すべきではないでしょうか。

そこで、質問要旨1としまして、河北町では、河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例も制定されており、全ての町民が障がいの有無にかかわらず地域と共生するまちづくりが大切と思うが、現状と課題について伺います。

質問要旨2として、町職員の障がい者雇用・就労対策の取組について伺います。また、町内の民間企業による障がいのある人の雇用状況についてどのように受け止めているのか伺います。

質問要旨3として、雇用・就労の課題として職域の拡大、能力の開発、雇用先の確保など、就労の場の拡充や支援体制があると認識しています。課題対策に向けた取組について伺います。

質問要旨4として、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳等の所持者に対する自動車運転免許取得助成制度の拡充について伺います。

次に、質問事項2として、交通安全を通して安全で住みよいまちづくりについて伺います。

河北町での令和5年の交通事故発生件数は37件、令和6年度では41件と、10年前の平成26年と比較するとおよそ半分、20年前の平成16年と比較するとおよそ3分の1と減少しているものの、残念なことに死亡事故は2年続けて発生しております。

また、本町の中でも集中的に交通指導取締りが行われている状況がかいま見られますが、これは本町内において交通事故の危険性が危惧されているあかしではないでしょうか。

当町では、第11次河北町交通安全計画の中でも、交通安全の確保も安全な地域づくりの実現を図っていく上で重要な要素であり、交通安全の確保に向け、これまで同様、様々な対策を講じてきたとあります。

そこで、改めて質問要旨1として、現在取り組んでいる交通安全の推進策について伺います。

また、交通事故は自動車同士の事故のみではなく、歩行者や自転車等との事故も課題であり、交通安全の推進は、一般的に交通弱者とされている歩行者等の保護が前提ではあり

ますが、自動車等運転者の注意努力のみではなく、歩行者の安全意識やモラルの上げも必要です。歩行者が自動車等運転者に思いやりを持つことにより、自動車等運転者も今まで以上に歩行者への配慮を行うようになり、結果、自動車等運転者と歩行者がお互いに思いやることで、より一層歩行者の安全を確保することができると思います。

交通弱者である歩行者が優先されなければならないことは交通ルール上も大前提であり、守らなければならないことでありますが、一例として交差点付近、横断歩道付近で、道路を横断せずにお話をしていたり、たたずんでいるなど、自動車等運転者から見れば、横断者なのかどうなのか紛らわしいときがあるとお話も聞いております。

歩行者が交差点等において横断の意思表示、道路を横断するのであれば手を挙げる、備付けの黄色い旗を持つなどをすることにより自動車等運転者に対し視覚的にしっかり訴えることもでき、歩行者の安全と運転者側のうっかり見逃しなども防ぐ効果が上がると考えます。また、横断の意思がないときは、車道側から離れることで自動車等運転者へのはっきりした意思表示になり、安全の確保にもつながります。

そこで、質問要旨2として、生活道路における自動車等運転者と歩行者の安全意識の向上について伺います。

歩行者の安全を守るということは、自動車等運転者の安全を守ることもつながります。

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を出さないためにも交通事故のない社会を目指すことが求められます。

運転者側、歩行者側双方が互いに思いやることで交通安全の意識向上、推進につなげ、交通事故のない明るいまちづくりに取り組ん

でいかなければと考えます。

以上、よろしく申し上げます。

○丹野貞子議長 お諮りします。

間もなく4時になろうとしていますが、10番林智議員の一般質問が終了するまで時間を延長したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、10番林智議員の一般質問が終了するまで時間を延長いたします。

それでは、10番林智議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 10番林智議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、障がいの有無にかかわらず誰もが活躍できるまちづくりについて申し上げます。

1点目、河北町では、河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例も制定されており、全ての町民が障がいの有無にかかわらず地域と共生するまちづくりが大切と思うが現状と課題について申し上げます。

河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例は、障がいを理由とする差別の解消についての基本理念を定め、町の責務、町民・事業者の役割を明らかにし、全ての町民が障がいの有無にかかわらず、皆が安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、令和2年4月1日に制定されました。条例の内容については、広報で町民の皆さんにお知らせし、障がい者関係団体や福祉関係団体等との協議の場を設置し、令和3年3月に第5次河北町障がい者計画の策定を行いました。福祉サービスの充実や日常生活での各種障がい者援護事業を実施し、配慮を必要としている方のためのヘルプマークの普及にも取り組んでおります。このヘルプマークは、外見か

らは分からなくても、皆さんの協力や心配りを必要としている人が、自分のかばんなどの持ち物につけて周りの人に協力や気配りを必要としていることをお知らせするためのもので、広報かほくの中の情報発信コーナーの下欄にはほぼ毎月掲載し、町民の皆様には、思いやりのある行動をお願いしているところでございます。

障がいのある人に対する偏見や誤解は、障がいのある人と直接関わりのない方々が、障がいや障がいのある人についてよく知らないことが一つの要因となっております。その意味からも、幅広い広報活動を推進することが課題であり、町民・事業者の関心と理解を深めるための広報や知識の普及に努め、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる共生社会の実現を目指してまいります。

2点目、町職員の障がい者雇用・就労対策の取組について。また、町内の民間企業による障がいのある人の雇用状況についてどのように受け止めるかについて申し上げます。

障がい者の雇用につきましては、障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加ができる共生社会の実現を目的とする障害者の雇用促進等に関する法律により、障がい者の雇用を義務づけする法定雇用率が設定されております。民間事業主の法定雇用率については、令和5年度は2.3%、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%とされる予定であり、国や地方公共団体においては、令和5年度は2.6%、令和6年4月からは2.8%、さらに令和8年の7月からは3.0%と、それぞれ段階的な引上げが示されているところであります。

町職員の障がい者雇用につきましては、毎年6月1日現在の雇用率を厚生労働大臣に報告するため、障がいを持つ職員数について、

本人の同意の下、勤務時間や障がいの程度によって算定しております。令和6年の報告で申し上げますと、パートタイムを含めた職員222.5人、パートも入りますので端数がつきません。のうち障がい者に該当する職員が6.5人、障がい者雇用率を2.92%と算定し、法定雇用率2.8%を上回っているところであります。

障がいを持つ町職員の業務内容といたしましては、一般事務、相談業務、清掃等となっております。会計年度任用職員を雇用する場合には、主に障がい者雇用枠を設定し、募集を町の広報、町のホームページ、ハローワーク等で行い、面接を経て採用者を決定しております。今後とも町職員の障がい者雇用の向上に取り組んでまいります。

令和6年6月1日現在の山形県における民間企業の雇用障がい者数は3,409.5人で前年より113.5人増加し、実雇用率は2.37%で前年より0.06ポイント上回り、過去最高となっておりますが、民間企業の法定雇用率は2.5%でありますので0.13ポイント法定雇用率を下回っております。ハローワーク寒河江管内における民間企業の雇用率を照会いたしましたところ、具体的数値は公表できないとのことですが、山形県の数値を上回っているという回答をいただいています。また、山形県における法定雇用率達成企業の割合は52.7%、前年を4.5ポイント下回っていて、ハローワーク寒河江管内においては、逆に県の割合を上回っているとの回答をいただいております。

ご質問の町内における民間企業における障がいのある方の雇用状況でございますが、このことにつきましてもハローワーク寒河江に照会させていただき、具体的数値は公表することができないとのことでしたが、本町には障がいのある方の就労施設が充実しているため、管内においても高い雇用率であるとの回答をいただいております。

3点目の障がいのある方の雇用・就労の課題解決に向けた取組について申し上げます。

取組の一例といたしまして、労働局・ハローワークと地方自治体が一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するために締結する雇用対策協定がございます。

この雇用対策協定につきましては、令和6年4月1日現在で、全国で298の自治体が締結しております。県内におきましては、山形県のほか、山形市と天童、この2自治体が締結しております。県は、この協定に基づく令和6年度事業計画において、障がい者等の活躍推進という項目を設け、障がい者に対する職業訓練の実施や特別支援学校への就労支援コーディネーターの配置、法定雇用率未達成企業への訪問による障がい者雇用に対する理解促進、障がい者雇用ハンドブックの作成などの業務を実施することとなっております。

これらの状況を踏まえ、本町におきましても、山形県雇用対策協定に基づく事業計画の内容に沿って、障がいのある方の雇用・就労の課題解決に向けた取組を検討してまいります。

4点目の療育手帳や精神障害者保健福祉手帳等の所持者に対する自動車運転免許取得助成事業制度の拡充について申し上げます。

現在、町では、身体障がい者の就労等社会参加を促進することを目的として、町内に住所を有する身体障害者手帳所持者に対し、自動車運転免許に要した費用の3分の2以内で、10万円を限度として助成する事業を実施しております。なお、直近10年以上助成の実績はない状況でございます。障がい者の運転免許の取得に関しましては、道路交通法のこれまでの改正により、交通の安全と障がい者の社会参加の両立の観点から、障がい者に係る免許の欠格事由について見直しが行われ、安全な運転に必要な身体的能力や知的能力は、適

性試験、技能試験、学科試験で確認することが基本であり、統合失調症やてんかんなどの一定の病気等に該当する疑いがある者については、医師の診断書を提出し、自動車等の安全な運転の支障の有無により免許取得の可否を個別に判断しているようであります。

村山地域の7市7町における自動車運転免許取得助成の状況を見ますと、1町のみが身体障害者手帳のほかに療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して助成を行っておりますが、当該町において10年以上助成の実績はない状況と承知しております。また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳所持者に対して自動車運転免許取得助成が行われていない市町も5つある状況となっております。

本町においては、現在のところ、障がい者の方からの就労等社会参加のため運転免許取得に関してのご相談は頂いておりません。議員がおっしゃるように、支援センターなどに、特別支援学校等卒業後の就労に際して免許取得の相談が寄せられているとのことであれば、まずは、関係機関からの情報収集に努め、就労等を希望する障がい者からのニーズ把握を行った上で検討する必要があると考えております。

次に、交通安全を通して安全で住みよいまちづくりについてお答えいたします。

1点目の現在取り組んでいる交通安全の推進策について申し上げます。

町では、交通安全対策基本法の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間で講ずべき交通安全に関する施策の大綱と目標を定めたものとして、第11次交通安全計画を策定し、取組を進めております。

具体的な交通安全推進策といたしましては、季節ごとに行われる交通安全県民運動と連動した取組、例えば防災行政無線による放送や

チラシ配付による呼びかけ、通勤時間帯等の街頭指導、人波看板の実施などのほか、12月には飲食店に対して飲酒運転撲滅一斉広報を行っております。特に街頭指導や巡回広報につきましても、交通安全協会連合会をはじめとする各関係団体の皆さんから積極的な参加をいただいているところでございます。

また、交通安全指導専門員を防災危機管理課に配置し、認定こども園や幼児の園児、小学校の児童及び地域の高齢者グループ等を対象に、今年度はこれまで62回の交通安全教室を実施しているところであります。また、現在20名いらっしゃる交通安全指導員からは、小中学生が安全に登校できるよう日々の立哨活動にご協力をいただいております。

交通安全施設の整備につきましても、例年5月、6月に実施する交通安全施設総点検を経て、道路区画線など設置工事やカーブミラー設置工事などを行っておりますほか、県が管理する施設についての要望活動も行っております。

さらに、交通安全推進策として、高齢者運転免許自主返納推進事業や新小学1年生へのランドセルカバーの贈呈、村山地区交通安全対策統一事業にも取り組んでおります。

2点目の生活道路における自動車等運転者と歩行者の安全意識の向上について申し上げます。

生活道路の中でも横断歩道につきましては、道路交通法第38条の規定により、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、ドライバーは横断歩道の直前で車を一時停止して、その通行を妨げないことが義務づけられております。これに違反した場合は罰則の対象となり、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金、違反点は2点、そして普通車の場合9,000円の反則金が科せられます。近年、警察による取締りが強化された成果もあってか、以前より

も一時停止する自動車が増えていると感じる一方で、いまだ渡ろうとする歩行者を無視して通り過ぎるドライバーがいるのも事実であります。一方、ドライバーの立場になると、横断歩道の近くにいる歩行者が横断歩道を渡りたいのかどうか、分かりづらいケースもあるのではないかと思います。

町といたしましては、ドライバーに対しては、横断歩道は歩行者が最優先であり、必ず止まって横断を促すこと、歩行者に対しては、手を挙げるなどして、ドライバーに渡る意思を伝えるハンドサインを出すことなどについて、ホームページにチラシを掲載して周知を図っているところでありますが、今後とも交通安全教室やチラシ配付などで広報してまいります。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「10番林智議員」

○10番（林智議員） それでは、再質問を行わせていただきます。

今、答弁にあったように、まず確認ということで聞かせていただきますが、地域との共生で必要になるのは、障がいや障がいを持たれる方に対する理解を深めることで障がいの特性を理解し、各自それぞれが必要となる支援、サポートを行うことが大事というふうに受け止めてよろしいのでしょうか。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 これは、河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例というふうなことで、これは障がい者が健常者と一緒にこれから暮らしていく上で目指すべき姿というふうなものをうたった理念的な条例になります。

その中でやはり一番大事なところに関しては、目的のところなんです、全ての町民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個

性を尊重し合いながら共に安心して暮らせる社会実現に寄与するというふうなことが一番大事なことだというふうに考えております。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） すみません、共に認め合うということですよ。すみません、目的。共に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせるという理念ということですが、その互いに尊重し合うという中で、お互いを理解し合わなければ尊重し合えないというふうに受け止めているのですが、とにかくお互いを理解する、障がいがある人もない人もお互いに理解し合うということによろしいのでしょうか。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 理念上はそのような形でよろしいと思います。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） ありがとうございます。

そういった中でお互いに理解し合いながら尊重し合うということで、ここで大切と私が思うのが、平等、公平という言葉になってくると思うのですが、この平等と公平という言葉に対してどのように当局のほうでは受け止めているのかをまずお聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 どの平等、公平かというふうなことにおっしゃられていないので、一般的なことで申し上げますが、人間が生活していく上で必要なことの一つだというふうに考えております。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） 私の質問の仕方というものあるかもしれませんが、世の中、何かあれば平等に、公平にという言葉がよく言われます。こういった障がいのある方もない方も、この町の中で共生をするという中で必要になってくるのは、平等という言葉だけでなく、

公平という、その人その人の特徴に合ったそういった支援が必要になる、そういった思い合った尊重の仕方という意味で平等と公平という考え方をぜひ持っていたいただきたいということで今お話しさせていただきました。そういったことを念頭に置きながら質問を続けさせていただきます。

先ほどの答弁の中でも、本町では障がいを持たれる方の就労という部分が比較的高いということの報告を受けているということではありますが、本町そういった就労支援施設が多いというふうになっているわけですが、やはり必要なのはそういった就労支援の施設だけではなく、一般企業への就労ということも大切だと思います。というのは、個人の能力、様々な障がいを持たれる方、一人一人の特徴、特性という中で、得意なところを生かしながら地域の中で活躍する上で、就労施設、就労支援作業所だけでなく、民間企業での就労によりその本人がとても活躍できるということを考えていますが、そのことについてどのように受け止めているのかお伺いします。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 障がい者雇用の企業の受入れということでのご質疑かと思えます。

町長答弁にもございましたように、そういった就労施設が町内には多いということで、管内では河北町は非常に高い雇用率だというふうにはハローワークのほうからお聞きしているところでございます。

次の質問要旨の3のほうで今後の課題ということで、課題解決に向けた取組ということで、やはり雇用率を上げていく上では企業に対する周知徹底がまず必要かなと思っております。そうしたところにつきましては商工会等と連携しながら、雇用率も今後上がっていくわけでございますので、周知徹底を積極的に図ってまいりたいというふうに考えておる

ところであります。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） ありがとうございます。

企業に対する周知徹底という部分はとても大切なことでありますが、そういった中でやはり求職者と企業側、雇用側のマッチングというのがすごく大切になると思います。限られた範囲の中でのマッチングではなく、広い範囲の中でマッチングということが必要になってくると思うのですが、そういった中で課題となり得るようなことが何かあるとお考えなのかお聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 具体的に課題ということでは捉えてはいないところでございますけれども、山形県で行っております雇用対策協定、こちらのほうは山形県労働局と締結をしておるところでございます。その中での事業計画の中では、山形労働局の役割ということでは、議員おっしゃるようなハローワークのマッチング機能の強化ということで業務を行っていくということになっております。役割としては、ハローワークが主導で行っていくものと考えておるところでございます。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） ありがとうございます。

私もいろいろそういった形で調べさせていただいているんですが、そういったハローワークさんだけのマッチングだけでなく、もちろんハローワークさんのマッチングの中でも懸念される課題となっているというのが、通勤という言葉がよく聞かれます。それはもちろん支援学校等々を卒業される方も合わせてなんですが、通勤に際して、やはり自分が通える範囲、通えるところというのが大変ネックになるというふうに聞いていますが、そういった受け止めはあるのか改めてお伺いしたいと思います。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 障がい者雇用をする上での通勤ということでの課題ということでは、我々お聞きしているところではございません。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） まだ行政のほうには届いていないということですが、やはり紹介を得る支援機関等学校の就職担当の先生方よりの紹介等の中でも、やはりそういった部分というのは大変ネックになっているというふうに私は聞いています。ただ、そういったことを要望というのがなかなかできないのも現状というのが世の中の状況というのもぜひ受け止めてほしいとは思っています。

そういった中で、私が今回4番目に上げさせていただいています自動車運転免許取得という部分であります、この制度、先ほども町長答弁の中でもありましたが、身体障がいの方が社会参画をする上で必要ということで設けられた制度と私は認識しております。ただ、現状、障がいの区分というのが、平成18年の障害者自立支援法が設立されたときに障がいの区分をなくすという中で、多くの自治体で制度改正とともに身体障がい者だけでなく、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者の方でも免許取得ができるということで制度の拡充を行っている自治体が多いようです。これは、やはり就業、通勤というときにとてもネックになってくることを解消してくれることであり、また、社会参加の中でも障がいを持たれる方が様々な日常生活においてとても必要とし重要なことだからと受け止めています。

先ほど町長答弁の中で、村山地域7市町の中で1町だけ実施してあり、過去10年実績がないというふうなお答えがありましたが、私が調べさせていただいたところ、村山地域7市7町の中で1市1町がこの制度を取り入れ

ており、1市においては実績もあるというふうに伺っております。令和5年度に1件申請があったというふうに伺っています。障がいの区分ということになりますと、療育手帳所持者だったということでお聞きしています。

また、本県だけでなく、隣県を見ますと、人口13万人の都市ではありますが、令和4年度には7件、令和5年度に8件、こちらもほとんど療育手帳保持者の方が申請をしている。人口3万2,000人程度の都市ですと、毎年申請者は二、三人程度いるようだと。これも同じく療育手帳保持者の方が多いように感じられる。1万4,000人程度の町ですと、大体年1人から2人ぐらいありそうだと、来ているようだと。また、3万5,000人程度の町ですと、ここも令和元年から6年の間に10件程度申請があり、知的障がいの方や精神障がい者の方が申請されているということでお聞きしております。

また、近隣の作業所、作業所と言っているんですかね、就労支援施設等にお聞きしても、実数的にはなかなか申し上げられない、ちょっと企業名は出さないでということではあったのですが、すみません、A事業所では大体42%の人が免許取得している。B事業者さんも50%の従業員、利用者の50%が免許取得、C事業所も14%が取得している。D事業所でも27%、E事業所は63%、F事業所が47%、G事業者が69%と、平均をすると47%の方が、障がいを持たれる方が免許を取得しているというふうにお聞きしております。

このように、障がいを持たれているから免許を取得できないというのではなく、免許を持つことにより社会参加が促され、また、通勤やそういった中で自分の活躍できる場が増えるというふうに私は認識しているのですが、この免許拡充についてどのようにお考えか、いま一度お聞きします。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 繰り返しにはなりますが、

まず免許取得を否定しているものではございません。今現在この中で林議員の考え方と町の考え方ですり合わせていかなければならないことについては、精神のほうの障がい者が結局免許取得することについての支援を受けられるか、受けられないかというふうなことだと思います。免許そのものの取得については特に否定するものではございますので、それは免許試験のほうで合格されればそれで特に問題はないのかなというふうに思います。

それで先ほど隣県のほうのデータとか、いろいろと林議員のほうがおっしゃっていたんですが、やはり交通事情がやっぱりそれは違いますので、やはりできれば県内、同じような交通事情、交通の条件が違いますので、公共交通等も違いますので、そのやっぱり参考されるのが一番いいのかなというふうに思います。

それで7市7町で先ほど申し上げましたけれども、確認する意味でもう一度申し上げますが、身体と療育と精神の3点セットと申しますか、それで支援が受けられるところについては1つの自治体だけです。あと、うちのように身体だけというふうなところは、これが一番多いんです、六、七団体あります。あとはもう何もないというところが、さっき申し上げましたけれども5団体ありますので、特に精神のほうの障がい者の支援をこれからやっぱり考えていかなければならないような感じになっているのではないかなというふうに思います。やはり精神であろうが、身体であろうが、社会復帰を目指す考え方は一緒でございますので、よりそういった機会を多くするためにも、そこはこれから考えていかなければならないというふうに思います。ただ、まずはニーズを捉えていないとそこは何もで

きませんので、それも踏まえた上で検討させていただきたいなというふうに思います。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） まず初めに、7市7町のほうからですが、1町というふうに先ほどの説明のとおりであるということではありますが、私印刷してきたんですが、村山地域の1つの市ですが、身体障害者手帳所持者1級から4級及び療育手帳所持者ということになっております。ここは支援実績もあるということ聞いております。このように、精神障害者手帳とはここにはありませんが、療育手帳所持者ということで記載がなっています。

また、ニーズがあるかないかという部分では、この制度をどれだけの人が知っているのか。もちろん今までは身体障がい者に対しての自動車運転免許取得助成ということですが、それに対しての助成がないというだけであって、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持の方がこういった制度あるのを知っていたのか、周りの方が知っていたのか、ここにおられる方皆さんがこの制度があることを知っていたのか。制度を知らないことによって申請ができないということはあると思います。もちろん身体障がい者の方に対する支援はあるのは知っていても、そういった療育手帳及び精神障害者健康福祉手帳という記載がないから、対象じゃないから何も言わないという方もいるかもしれません。そういったところを吸い上げるのが行政の力ではないのでしょうか。お願いします。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 知っていたのか、知らなかったのではないかというふうなことでございますが、手帳交付時に必ずこれに関しては事業内容と支援というふうなことでお知らせをしております。あともちろんホームページでもお知らせしておりますので、そういった

機会は提供されているものの、やはり全ての方にそれが行き渡っていないというふうなことの方がどちらかという問題なのかなというふうに思います。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） ありがとうございます。

身体障がい者の方はそのような形で知っているかもしれませんが、それ以外の障がいを持たれる方は知らないと思うのですが、そこはどのようなのでしょうか。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 ホームページには記載してございます。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） 記載しているからみんなが分かるということではないと思います。記載してあるのであれば、なぜ手帳交付のときにその案内を出すのですか。

○丹野貞子議長 もう一度。

○10番（林智議員） ホームページに記載しているからみんなが分かるというのであれば、手帳交付時に案内のチラシを配付する必要はないと思います。なぜ手帳交付時に案内のチラシを配付するのでしょうか。

○丹野貞子議長 ちょっと今の発言はかみ合わないというか。

○10番（林智議員） 分からないですか。

○丹野貞子議長 違う角度で。

○10番（林智議員） 違う角度で、はい。

○丹野貞子議長 どうぞ。

○10番（林智議員） ホームページの告知だけでは足りないのでチラシを配付しているんだと思います。また、私は今回は制度の拡充ということで、今まで対象にならなかった方に対しての拡充ということを検討するべきということであり、それは今まで対象にならないから分からなかった方に対してもやるという中で、ないものを要求するという、もちろんな

いからやってほしいという方もいると思いますが、ほとんどの方はないから要請しないという方がほとんどだと思います。そういったところをしっかりと受け止め、共に暮らす共生という中で、なぜそういった支援、公平なサービスになるようなことを検討していけないのか。あると分かっていたらこそ言えるわけであり、ニーズが、要望が来てから検討するでは、要望した人はその要望が通るまでずっと取り残された形になるわけであり、そういった政策、施策が新しいものができるまでの間、多くの人ではないかもしれませんが、そういった希望する方々が取り残されることになると思うのですが、要望があればすぐにも検討し、実行していただけるのか、そこをお聞きします。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 すぐに実施するというふうなことではなくて、まずどういった方がそういうようなものを必要としているかというのが全く私どものほうで分かっていませんので、そこをまず調べる必要があるのかなと。その上で、場合によっては、もちろん身体のほうの障がいと精神のほうの障がいのバランスもありますし、今までやってこられなかったことがある程度今度拡充されて、精神のほうに関しても免許の取得については考えられることになってきたことから、それについては検討させていただいて、実施というふうなことではなくて、まずは検討してその方向性を見極めたいというふうに思います。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） ちょっと話が行って来てになってしまうかもしれませんが、そもそもこの自動車運転免許取得制度で身体障がい者の方に対しての支援というのはなぜ行われたのかというのは、ハンディキャップがあるということで運転技能等練習等においてほかの方

よりも時間がかかる、費用がかかるということで、そういったことをフォローアップするための支援というふうに私は受け止めています。療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も実際には免許を取れる中で、やはり同じように技能訓練や学科試験等において通常の方よりも若干時間がかかり、費用がかかるという中で、それでも就労のために皆さん取っているというのが現状であります。そういったことを加味して、今この村山地域の中でも、先ほども言いましたように、四十何%の方が免許を持ち暮らしているわけですから、そういったことを考えて、すぐにでも行える事業だと思っています。ぜひ検討をお願いしたいと思います。いかがなんでしょうか。

○丹野貞子議長 検討するというふうに矢作健康福祉課長も言っているので、これ以上の議論は進まないかと思っております。

○10番（林智議員） はい。

○丹野貞子議長 進行してください。

○10番（林智議員） ありがとうございます。

それでは最後にはなりますが、交通安全を通したまちづくりについてということで、町のほうでも様々な交通安全教室や交通安全専門指導員さんを通した交通安全教室と大変ご尽力いただいていることは大変感じております。先日も朝、交差点を見ていましたら、小学生1年生ぐらいの女の子が横断歩道を手を挙げて渡っていく姿、とてもほほ笑ましく、また、横断するという意思表示すばらしいということで拝見させていただきました。

その反面、先ほど私のほうからも申し上げましたが、やはり交差点付近で立ち止まっておられる方、お話をされている方というのが、本当に渡る方なのか、渡らない方なのか、そういった分からない場合、もちろん運転者側は止まるのが当然ではありますが、そこで一

歩下がってお話をするというようなことをやっていたら、運転者側から見ても、ああ、違うんだなという配慮があり、そうすることにより運転者側が、ああ、渡るんだな、渡らないんだなという配慮を見極めることにより、さらなる配慮があり、お互いに思いやりのある交通安全施策になると感じています。ぜひ、今までの交通安全の指導の中に、そういった配慮が含まれるような交通安全指導をしていただけるようお願いしたいのですが、いかがなのでしょう。

○丹野貞子議長 「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 ご指摘いただきましてありがとうございます。

ただいま議員からご指摘いただいたことにつきまして、これまでも私ども担当課として心がけてきたつもりでございますが、今後なお一層励んでまいりたいと思います。

以上です。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） ありがとうございます。終わります。

○丹野貞子議長 以上で10番林智議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日、あさって、3月8日及び9日は土曜、日曜日のため休会となります。

3月10日は午前9時までご参集をお願いします。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

午後4時33分 散会

